

枚方市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月改定

枚方市

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の推進	4
第2部 ごみ編	5
第1章 ごみ処理の現状と課題	5
第1節 ごみ処理の体制	5
第2節 ごみ処理の実績	7
第3節 これまでの取り組みと課題	13
第2章 ごみ量の将来推計と計画目標	17
第1節 ごみ量の将来推計	17
第2節 計画の目標	18
第3章 基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等	19
第1節 基本理念	19
第2節 基本方向	21
第3節 具体的な施策	23
第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項	36
第5節 広域連携の推進	38
第3部 生活排水編	39
第1章 生活排水処理の基本方針	39
第1節 基本理念と目標	39
第2節 基本方針	39
第2章 生活排水の現状と課題	40
第1節 生活排水処理の概要と処理主体	40
第2節 生活排水処理の現状	41
第3節 生活排水処理の課題	43
第3章 目標達成に向けた施策等	44
第1節 生活排水処理計画	44
第2節 基本計画の実現に向けた施策	47

【資料編】

1.	諮問	49
2.	答申	53
3.	枚方市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	54
4.	枚方市廃棄物減量等推進審議会の審議経過等	55
5.	ごみの計画目標の設定の考え方	56
	（1）将来推計（現状趨勢）	56
	（2）目標設定にあたっての分別協力率	58
	（3）参考計画量	63
6.	河川の概況等	64
7.	用語の解説	67

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画改定の趣旨

本市では、平成 28 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者と連携・協力しながら、様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。

国においては「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成 30 年 6 月）や「プラスチック資源循環戦略」の策定（令和元年 5 月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年 10 月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立（令和 3 年 6 月）などが行われ、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的な向上を掲げるなど、循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

本市においては、ごみの排出量が減少傾向にあるものの、プラスチックごみや食品ロスなどの問題解決に向けて、さらなるごみの減量・リサイクルの取り組みを推進することが求められています。

一方で、生活排水処理については、生活排水適正処理率が順調に推移していますが、生活環境の保全を図るための取り組みをより一層進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、持続可能な社会を目指し、ごみの減量・リサイクル及び適正処理並びに生活排水の適正処理に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、一般廃棄物処理の管理を一体的に進めるため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「第 2 次生活排水処理基本計画（改訂版）」を一本化し、「一般廃棄物処理基本計画」として改定しました。

また、平成 27 年 9 月に国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられました。SDGs は、令和 12 年までに実現をめざす国際社会共通の目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、国においても、「SDGs 実施指針」が決定されるなど、社会・経済・環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを統合的に解決しながら、持続可能な世界の実現をめざす取り組みが進められています。

SDGs と環境施策との関係については、令和 3 年 3 月に策定した「第 3 次枚方市環境基本計画」に掲げています。「第 3 次枚方市環境基本計画」では、環境施策について、「地球環境」「自然環境」「資源循環」「都市環境・生活環境」の分野を設定しており、この 4 つの分野の横断的な基本目標として、「パートナーシップ・環境教育」を位置付け、「すべての主体が環境保全活動に取り組む」ことをめざし、SDGs の 17 のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を関連付けています。本計画では、「第 3 次枚方市環境基本計画」における「資源循環」「都市環境・生活環境」の分野に係る施策に取り組むことで、様々な SDGs の達成につなげていきます。

第2節 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき策定するものであり、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を明らかにした上で、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものです。

また、本計画は、本市の一般廃棄物処理における最上位計画であり、本市の「総合計画」や「環境基本計画」などと整合を図るとともに、ごみ処理や生活排水処理に関する基本的な事項を具体化させるための方向性を示すものです。（図1）

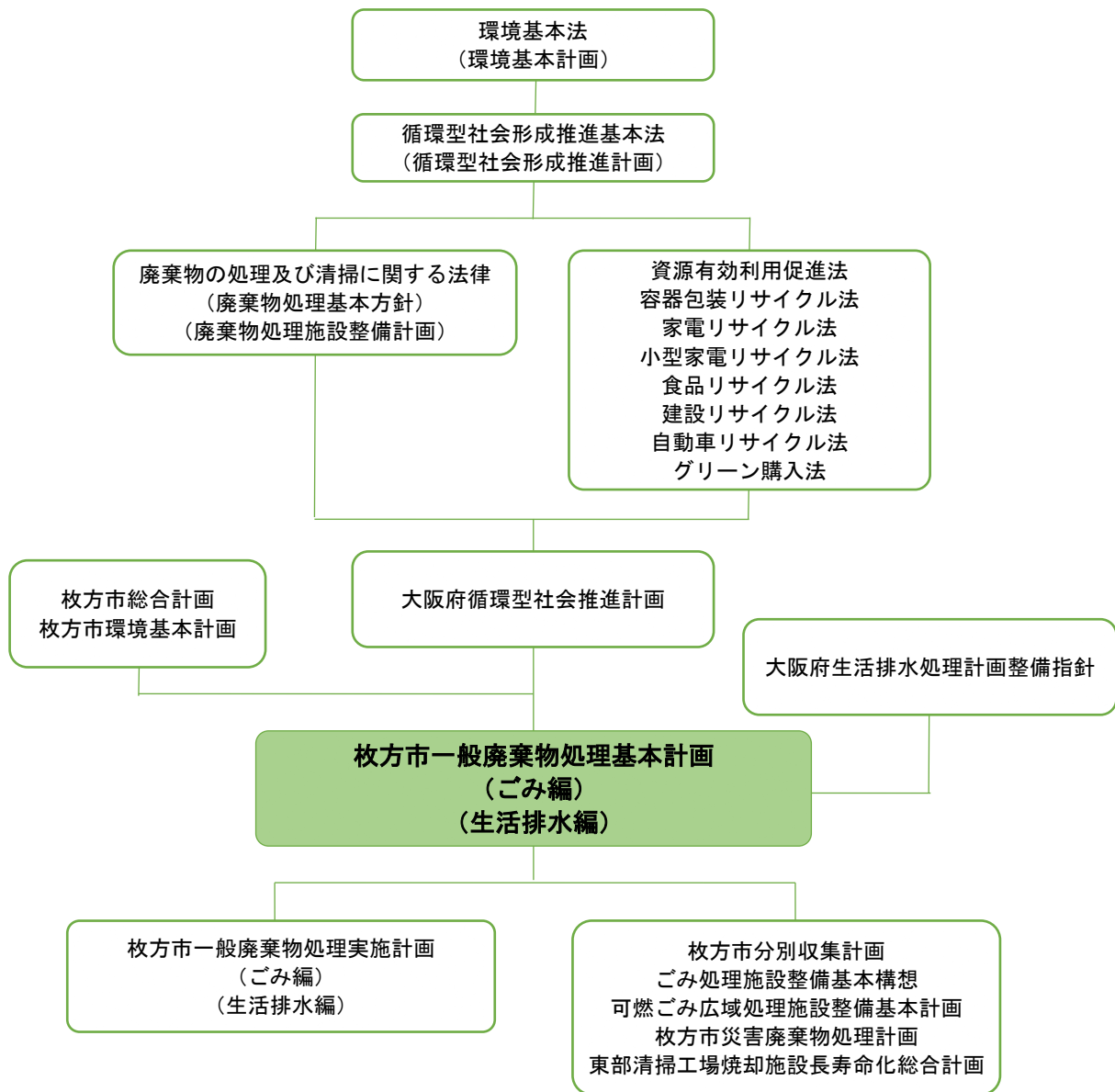


図1 計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。なお、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合は適宜見直しを行うものとします。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般廃棄物処理基本計画（改定版）	ごみ処理基本計画						※必要に応じて見直し			
	生活排水処理基本計画									

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項



第4節 計画の推進

第1項 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、図に示すように Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、目標値や施策の進捗状況を定期的に点検し、継続的に改善を図っていくものとします。なお、計画の見直しにあたっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。

また、計画の進捗状況をホームページ等で公表するとともに、本計画に基づき毎年度策定する「枚方市一般廃棄物処理実施計画」の施策等に反映させるなど、本計画の着実な推進を図ります。

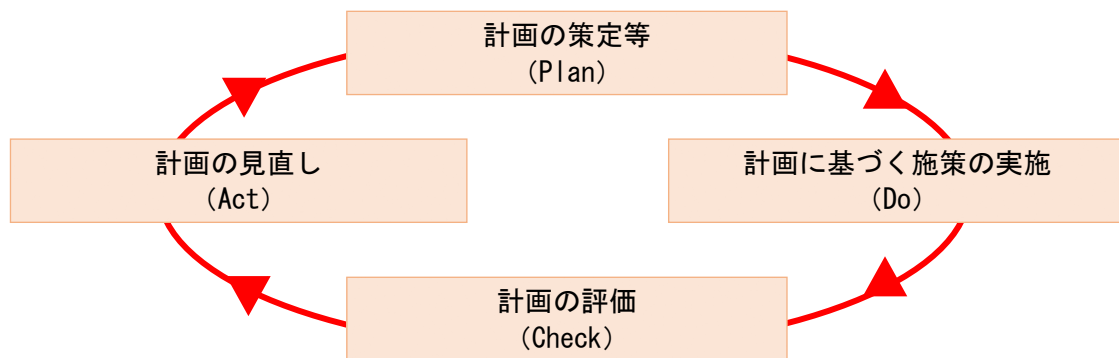


図2 進行管理(PDCA サイクル)の概念図

第2項 廃棄物減量等推進審議会

本市では、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生の促進による廃棄物の減量化並びに適正な処理に関する基本的な事項について調査・審議を行う機関として、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。この審議会に本計画の進捗状況を毎年度報告し、評価を行います。

【枚方市廃棄物減量等推進審議会条例（抜粋）】

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

第2部 ごみ編

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の体制

第1項 ごみ処理システムの概要

家庭系ごみは、「一般ごみ」、「粗大ごみ」、「空き缶、びん・ガラス類」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「古紙」、「使用済小型家電」、「水銀使用廃製品」の区分で分別収集を行っており、市民持込ごみについては、穂谷川清掃工場のみ搬入可能となっています。また、事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者により東部清掃工場に直接搬入しています。

収集または直接搬入されたごみは、図3に示すとおりの流れで、中間処理（焼却、破碎、選別など）を行い、最終的に資源化や最終処分場に埋め立て処分を行っています。

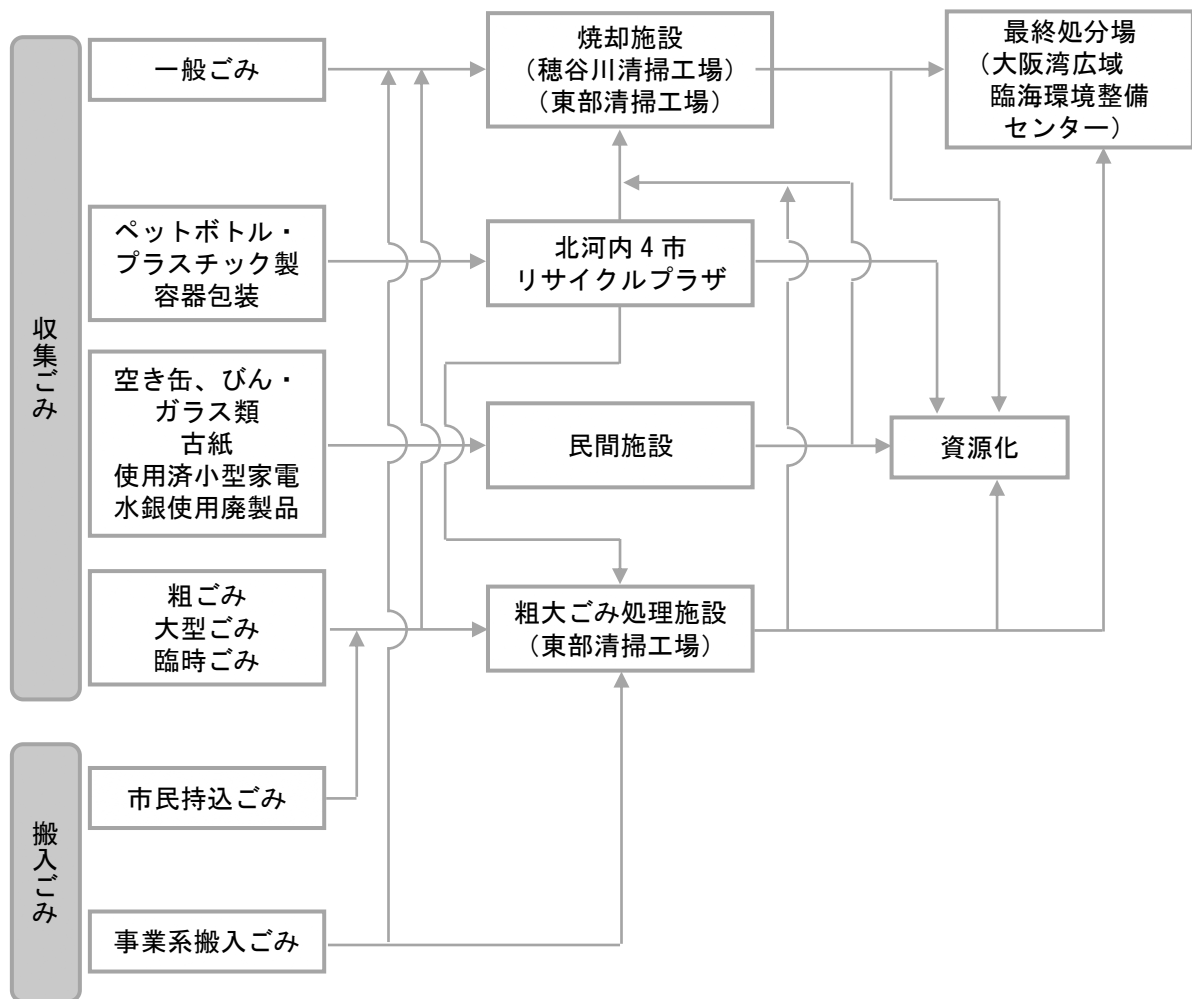


図3 ごみ処理システムの概要

第2項 収集運搬体制

本市における家庭系ごみの分別区分及び収集運搬体制は表1のとおりです。事業系ごみについては、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託を行い、東部清掃工場に搬入しています。

表1 家庭系ごみの分別区分と収集運搬の状況

分別区分		収集方式	収集頻度	収集体制
一般ごみ		ステーション	週2回	市または 民間業者
空き缶、びん・ガラス類			月2回	
古紙			月2回	
ペットボトル・プラスチック製容器包装			週1回	
粗大ごみ など	粗ごみ	戸別収集 (直接搬入)	月1回 (1世帯)	
	大型ごみ		随時	
	臨時ごみ			
	動物の死体			
使用済小型家電		拠点回収 ピックアップ回収	随時	
水銀使用廃製品		拠点回収	随時	

第3項 処理体制

本市におけるごみの処理体制は表2のとおりです。

表2 ごみの処理体制

分別区分		処理施設	処理方法	
家庭系ごみ	一般ごみ	焼却施設 (穂谷川清掃工場、東部清掃工場)	焼却	
	空き缶、びん・ガラス類	民間施設	選別	
	古紙	民間施設	圧縮梱包	
	ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内4市リサイクルプラザ	選別・圧縮梱包	
	粗大ごみ など	粗ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別
		大型ごみ		
		臨時ごみ		
	動物の死体	焼却施設 (穂谷川清掃工場)	焼却	
使用済小型家電		民間施設	選別	
水銀使用廃製品		民間施設	選別	
事業系ごみ	可燃ごみ	焼却施設 (東部清掃工場)	焼却	
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別	

第2節 ごみ処理の実績

第1項 ごみ量の実績

(1) ごみの排出量

本市の過去5年間のごみの排出量の実績を図4に示します。令和2年度の家庭系ごみ量は74,275t、事業系ごみ量は28,623t、集団回収量は11,815tとなっており、合計量は、年々減少しています。

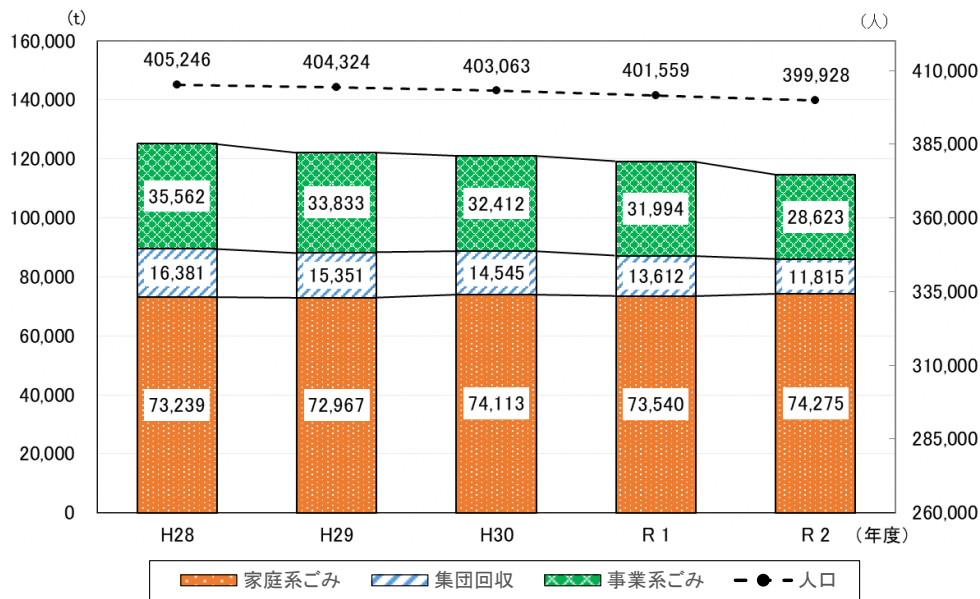


図4 種類別排出量及び人口の推移

(2) 資源化率

本市の過去5年間の資源化量（集団回収量を含む。）及び資源化率の推移を図5に示します。令和2年度の資源化量は22,129t、資源化率は19.3%となっており、減少傾向にあります。

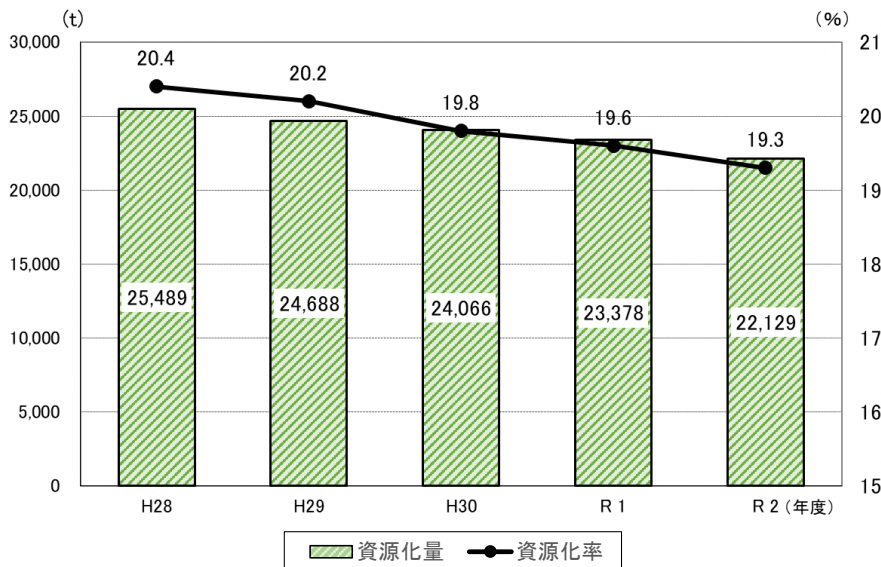


図5 資源化量と資源化率の推移

(3) ごみの焼却量

本市の過去5年間のごみの焼却量の推移を図6に示します。令和2年度のごみの焼却量は91,063tとなっており、減少傾向にあります。

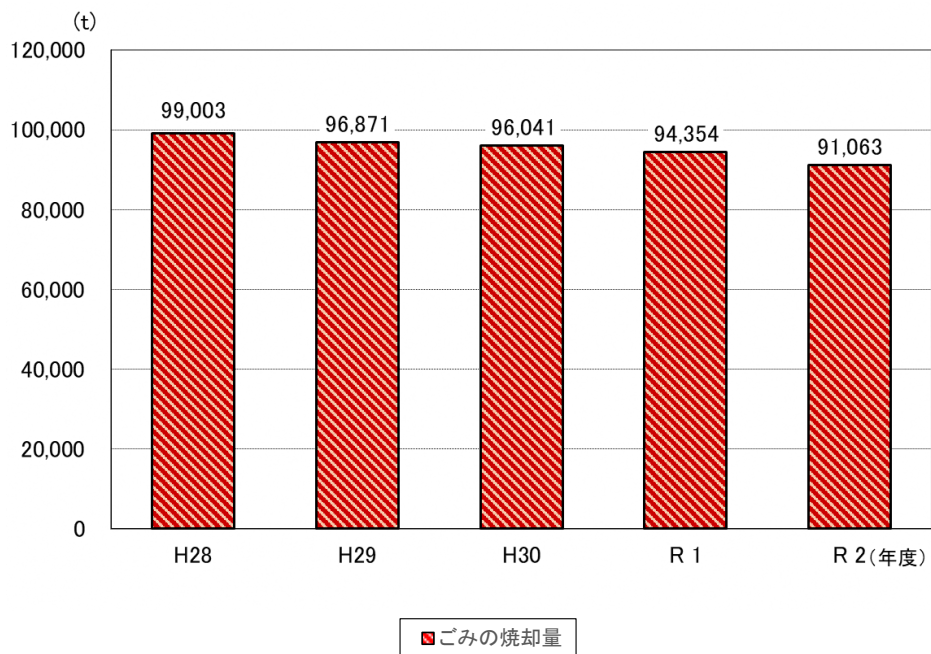


図6 ごみの焼却量の推移

(4) 最終処分量

本市の過去5年間の最終処分量の推移を図7に示します。令和2年度のごみの最終処分量は10,361tとなっています。

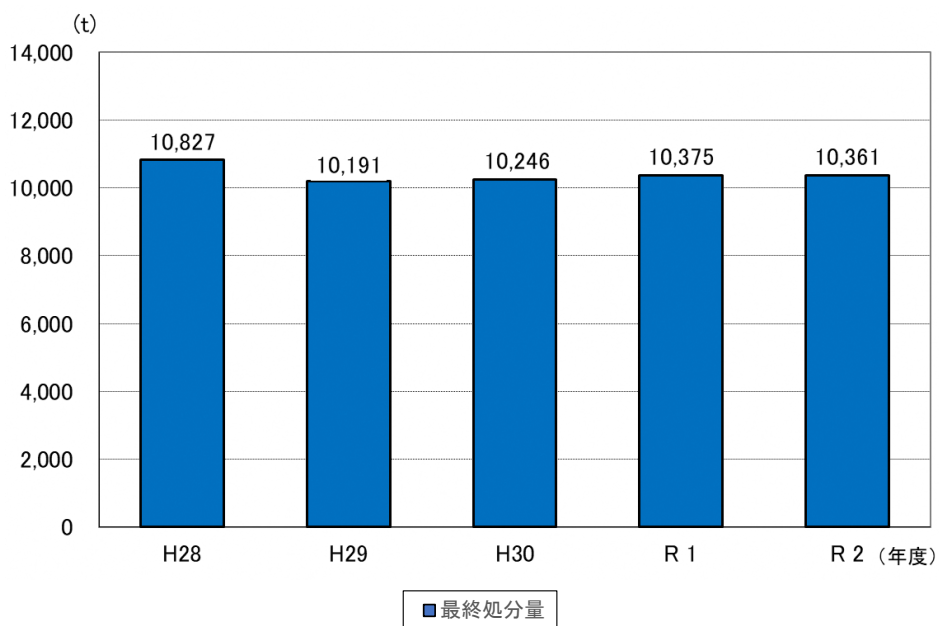


図7 最終処分量の推移

第2項 ごみの組成分析調査の結果

令和3年6月に、本市の家庭系ごみと事業系ごみを対象にごみの組成分析調査を実施しました。

家庭系ごみと事業系ごみの中に、再生可能な紙など資源として再利用可能なもの(☆印)が含まれています。また、手をつけていない食品や売れ残り食品など発生抑制可能なもの(★印)も含まれています。

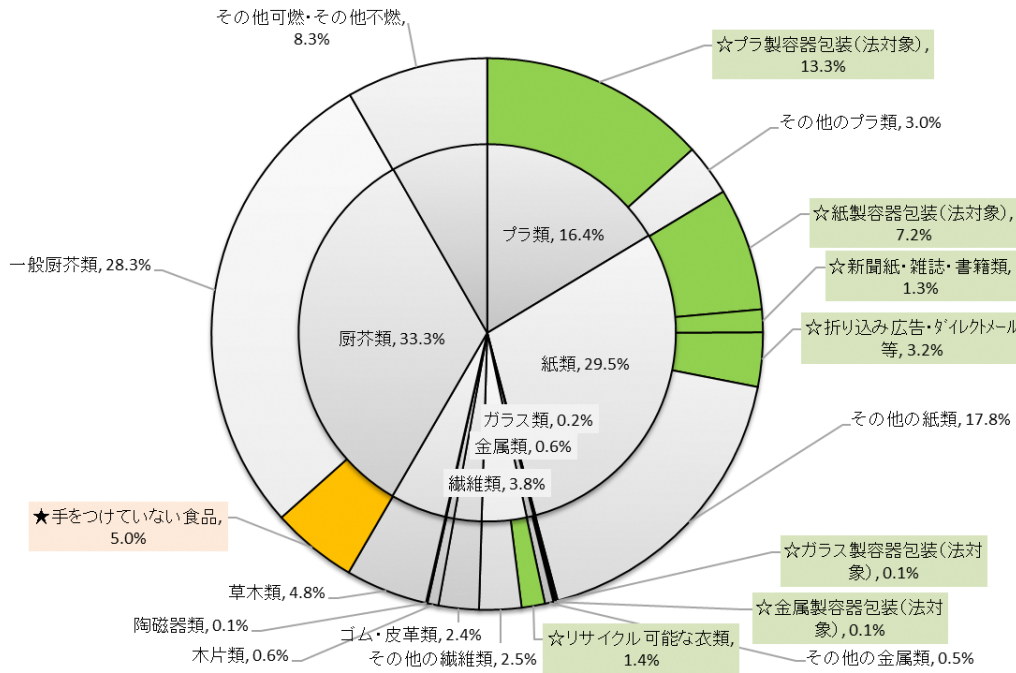


図8 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成分析調査の結果(重量比)

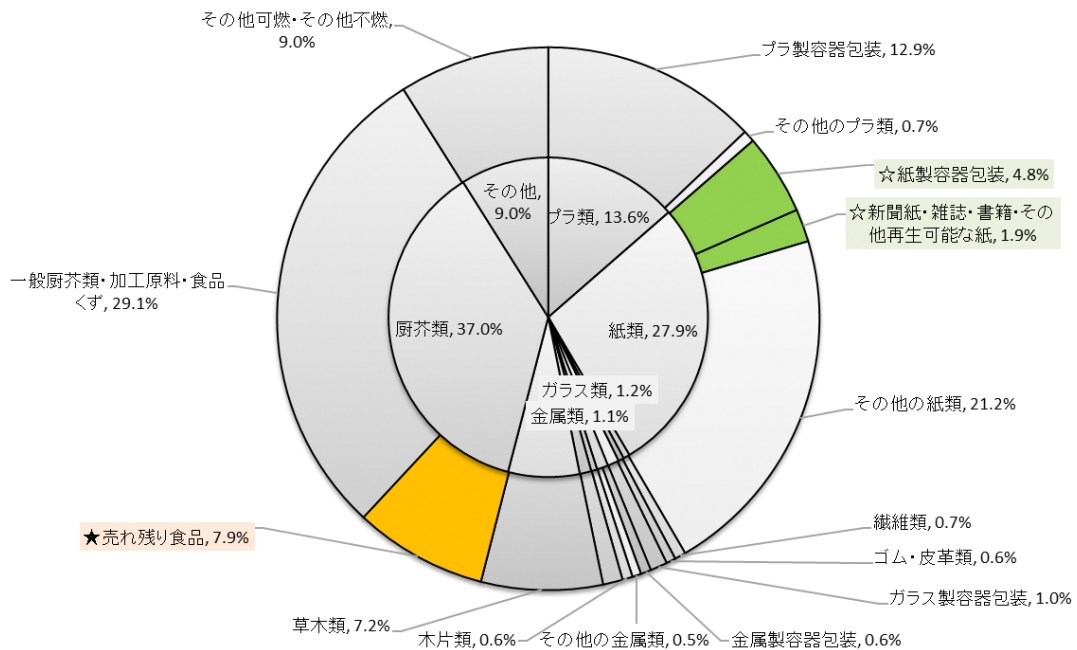


図9 事業系ごみ(可燃ごみ)の組成分析調査の結果(重量比)

第3項 ごみ処理経費

(1) 一般会計決算

本市の令和2年度一般会計決算は表3及び図10のとおりです。衛生費は歳出全体の6.6%にあたる12,488,709千円、うち塵芥処理費は5,625,846千円となっています。

表3 令和2年度一般会計決算

【歳入】		【歳出】	
(単位：千円)		(単位：千円)	
科目	決算額	科目	決算額
市税	56,213,569	総務費	16,796,492
国府支出金	74,918,090	民生費	110,502,101
諸収入	1,419,502	衛生費	12,488,709
市債	14,942,295	保健衛生費	6,529,300
その他	45,600,509	清掃費	5,959,409
合計	193,093,965	塵芥処理費	5,625,846
		し尿処理費	333,563
		土木費	14,225,489
		教育費	15,181,707
		公債費	10,097,769
		その他	10,318,852
		合計	189,611,119

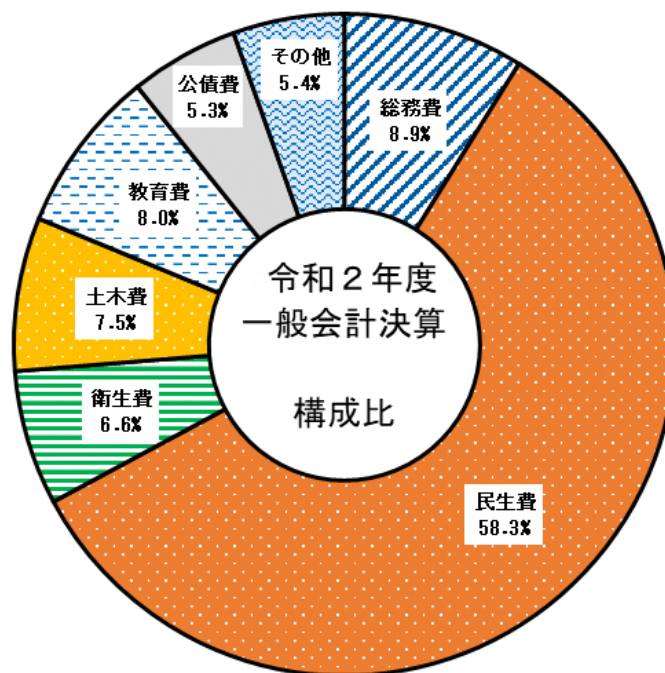


図10 令和2年度一般会計決算の構成比

(2) ごみ処理経費の内訳

ごみ処理経費の内訳は表 4 及び図 11 のとおりであり、収集運搬費は令和 2 年度の委託経費が増えたため、増加しています。中間処理・最終処分費及びその他については、処理体制の変更や施設の維持補修工事等に係る計画的な事業のほか、応急的な事業があるため、各年度の経費に変動が生じています。

表 4 ごみ処理経費の内訳及び一般会計決算額に占める割合

(単位：円)

年度	収集運搬費	中間処理・最終処分費	その他	ごみ処理経費 (合計)	一般会計 決算額に 占める割合
平成 28 年度	2,095,703,755	3,374,853,787	162,661,886	5,633,219,428	4.17%
平成 29 年度	2,190,389,920	2,924,472,098	169,375,843	5,284,237,861	3.94%
平成 30 年度	2,199,973,357	3,179,305,508	208,179,913	5,587,458,778	4.19%
令和 元年度	2,190,564,742	2,866,192,671	177,765,533	5,234,522,946	3.86%
令和 2 年度	2,390,988,387	3,079,690,106	154,860,290	5,625,538,783	2.97%

※ごみ処理経費は、塵芥処理費から不法投棄対策関連事業経費を除いたもの。

※その他は、建設・改良費や啓発活動などに係る経費。

※令和 2 年度の「一般会計決算額に占める割合」の低下は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金給付事業などにより一般会計の決算総額が臨時的に増加したことによるもの。

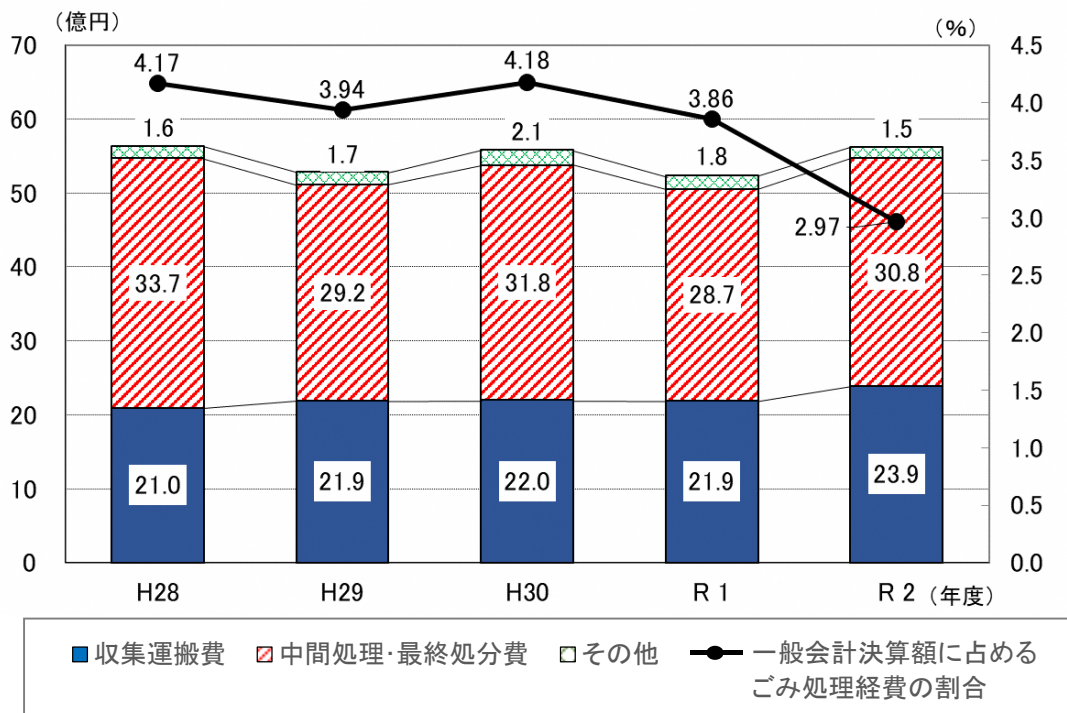


図 11 部門別経費及び一般会計決算額に占める割合の推移

(3) ごみ1 t当たりの部門別経費

ごみ1 t当たりの部門別経費は図12のとおりです。収集運搬費は令和2年度が増加しています。中間処理・最終処分費は各年度の経費に変動が生じています。

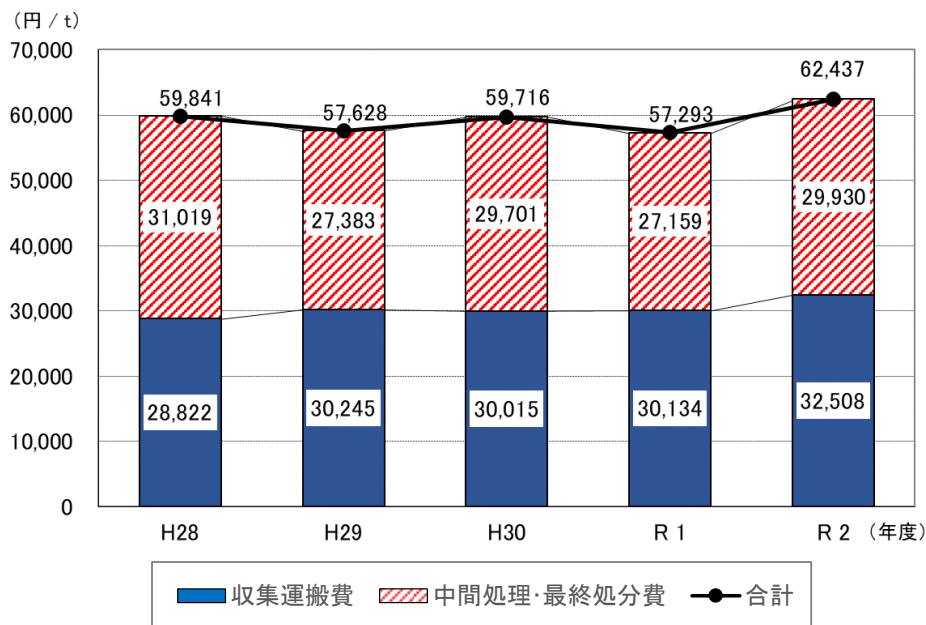


図12 ごみ1 t当たりの部門別経費の推移

(4) 1世帯1月当たりの部門別経費

1世帯1月当たりの部門別経費は図13のとおりです。収集運搬費は令和2年度が増加しています。中間処理・最終処分費は各年度の経費に変動が生じています。

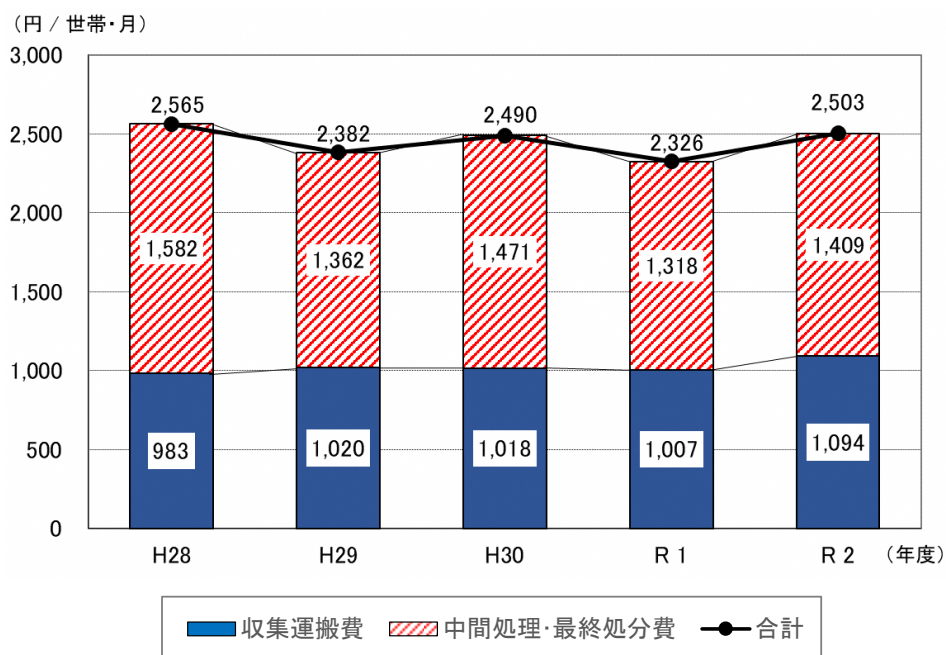


図13 1世帯1月当たりの部門別経費の推移

第3節 これまでの取り組みと課題

第1項 前計画の中間目標

前計画では、令和7年度を最終目標年度、令和2年度を中間目標年度とし、「ごみの排出量」、「ごみの資源化率」、「最終処分量」、「温室効果ガスの排出量」、「ごみの焼却量」の5つの項目について目標値を掲げ、様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。

ごみの排出量については、令和2年度の実績値が114,713tで、令和2年度の目標値121,597tを下回っており、中間目標を達成している状況です。






ごみの資源化率については、令和2年度の実績値が19.3%で、令和2年度の目標値22.7%を下回っており、中間目標を達成できていない状況です。

最終処分量については、令和2年度の実績値が10,361tで、令和2年度の目標値10,866tを下回っており、中間目標を達成している状況です。

温室効果ガスの排出量については、令和2年度の実績値が33,073t-CO₂で、令和2年度の目標値34,894t-CO₂を下回っており、中間目標を達成している状況です。

ごみの焼却量については、令和2年度の実績値が91,063tで、令和2年度の目標値93,543tを下回っており、中間目標を達成している状況です。

表5 前計画の中間目標（令和2年度）の進捗状況

項目	令和2年度 目標値	令和2年度 実績値	目指すべき 方向	目標達成 状況
ごみの排出量	121,597t	114,713t		○
ごみの資源化率	22.7%	19.3%		×
最終処分量	10,866t	10,361t		○
温室効果ガスの 排出量	34,894t-CO ₂	33,073t-CO ₂		○
ごみの焼却量	93,543t	91,063t		○

※ごみの資源化率は、ペットボトル・プラスチック製容器包装や再生資源集団回収などのごみの資源化量をごみの排出量で除した値の割合

第2項 ごみの減量・リサイクルの主な取り組み

(1) 家庭系ごみ対策

- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用し、ごみの減量・リサイクルや分別に関する情報を発信するとともに、廃棄物減量等推進員などと連携してキャンペーンを実施するなど、普及・啓発活動を推進しています。穂谷川清掃工場内に開設している「ひらかた夢工房」において、講習会や工房発表会等を開催するなど、市民ボランティアによる活動を通じた市民への情報発信を実施しています。
- 小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育所（園）における出前授業や各清掃工場における工場見学を行うなど、環境教育・環境学習を推進しています。
- 市民等が自主的に行う再生資源集団回収に対する報償金の交付や市民グループと連携した生ごみ堆肥化講習会の開催などによるリサイクルを促進するとともに、使用済小型家電リサイクル事業を実施しています。また、令和元年6月から古紙の行政分別回収を実施しています。
- 「枚方市スマートライフ推進基金」を活用し、生ごみ水切りモニター事業の実施、ごみ減量に係る冊子「令和×ごみ 今、私たちにできること」を作成しました。
- 平成29年7月から、食品ロスの削減を図るため、「食べのこサンデー」運動を推進しています。
- 枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例により、本市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為を禁止し、パトロール等の持ち去り行為防止対策を実施しています。

(2) 事業系ごみ対策

- 事業活動に伴って1月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する多量排出事業者への立入指導を実施しています。
- 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きやチラシを作成・配布し、廃棄物の適正処理を推進しています。
- ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、環境にやさしい店づくりを進めると宣言した販売店を「エコショップ」として登録し、自発的な取り組みを促すエコショップ制度を実施しています。
- 産業廃棄物や他市ごみの搬入を防止するなど、安全で安定した工場の稼働を図るため、工場に搬入されるごみの搬入検査を実施しています。

(3) ごみの収集処理

- 枚方京田辺環境施設組合と連携して可燃ごみ広域処理施設の整備を行っています。
- 溶融スラグを舗装の原材料に活用するとともに、溶融飛灰の処分方法を変更することにより、最終処分量と経費の削減に努めています。
- 北河内4市リサイクル施設組合や大阪湾広域臨海環境整備センターなどの広域連携を実施するとともに、近隣市とごみ処理に係る相互支援協定を締結しています。
- 穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化対策工事を平成26年度から実施しました。（平成26年度から平成28年度の3か年で実施）

○粗大ごみ処理施設において、家庭から排出される粗大ごみ等を破碎処理後、鉄類・アルミを回収・売却しリサイクルしています。

(4) 環境への配慮

○穂谷川清掃工場及び東部清掃工場において、ごみの焼却に伴う余熱を利用した発電を実施し、温室効果ガスの発生抑制とコストの削減に努めています。

○公共場所の一定区間を継続的に清掃するボランティア団体との合意書に基づき、ごみ収集や清掃用具の提供、看板設置、事故保険加入などのサポートを実施しています。

○不法投棄パトロールを実施するとともに不法投棄防止看板を要望に応じて配布しています。

第3項 現状における主な課題

(1) ごみ量・ごみ質

○ペットボトル・プラスチック製容器包装や古紙の分別回収などの資源物としての回収量が増加傾向となっておりますが、ごみの組成分析調査の結果、依然として家庭系ごみ中にプラスチック製容器包装や紙製容器包装などが比較的多く含まれていることから、新たな手法の検討も含め、資源化率の向上に向けた取り組みを強化・充実していく必要があります。

○ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみと事業系ごみを問わず、生ごみ（厨芥類）が最も多く占めており、発生抑制の観点から、市民・事業者・行政の連携を強化し、食品ロスの削減に向けた取り組みなどをさらに進めていく必要があります。

○コロナ禍による新しい生活様式の定着に伴う家庭系ごみや事業系ごみの量的・質的な変化をはじめとする、新たな社会状況の変化にも柔軟に対応できるよう、ごみの減量・リサイクルの取り組みを推進していく必要があります。

(2) 家庭系ごみ対策

○ごみの発生抑制を最優先に市民が日頃から取り組むことができる具体的なメニューを情報提供するなど、継続的に啓発活動を行うとともに、新たな手法の検討も進めていく必要があります。

○小学校・幼稚園・保育所（園）における環境教育を中学校等にも積極的に拡充するなど、より幅広い世代に対する環境教育・環境学習を進めていく必要があります。

○一般ごみの有料化について、必要性や問題点など具体的に検討を進めていく必要があります。

○平成28年度から本格的に実施している使用済小型家電リサイクルの取り組みを、引き続き安定的に実施していく必要があります。

(3) 事業系ごみ対策

- 事業者がごみの減量・リサイクルの取り組みを主体的に取り組めるよう、具体的な情報を提供するとともに、事業者と連携して啓発活動等を進めていく必要があります。
- 大規模事業所以外の事業所におけるごみの減量・リサイクルの取り組みを促進していく必要があります。
- 事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価に一致したものとなるように引き続き手数料の見直しを検討していく必要があります。
- エコショップ制度の取り組みを検証し、事業者による新たな取り組みを促進する手法を検討していく必要があります。

(4) ごみの収集処理

- 枚方京田辺環境施設組合による新たなごみ処理施設の整備に向けて、京田辺市との可燃ごみの広域処理を円滑に進めていく必要があります。
- 災害時等において発生する廃棄物に対する対応を具体的に検討していく必要があります。
- 新たなごみ処理施設が整備されるまで、穂谷川清掃工場第3プラントの稼働を安定的に継続していく必要があります。
- ごみ処理経費の削減を図るため、効率的なごみの収集体制や施設の維持管理を行っていく必要があります。
- 本市で発生した廃棄物の最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場で処分しています。大阪湾広域臨海環境整備センターの計画では埋立期間は令和14年度となっていますので、長期に渡る供用に向けた取り組みを進める必要があります。

(5) 環境への配慮

- 焼却余熱による発電や灰溶融炉の停止によるエネルギー使用量の削減など、エネルギーの有効利用を推進し、地球温暖化対策を推進していく必要があります。
- アダプト活動の周知・啓発を積極的に行い、若い世代を中心とした新たな団体等を拡大していく必要があります。

第2章 ごみ量の将来推計と計画目標

第1節 ごみ量の将来推計

第1項 人口・ごみ量の将来推計の方法

人口については「枚方市 人口推計調査報告書（令和2年2月）」に基づく人口推計結果を用いました。

ごみ量の将来推計は「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」に基づき、トレンド法により行いました。

第2項 人口・ごみ量の将来推計の結果

人口及びごみ量の将来推計の結果は図14のとおりです。

今後も、本市の人口は減少すると見込まれることから、ごみ量も同様に減少していくものと考えられます。

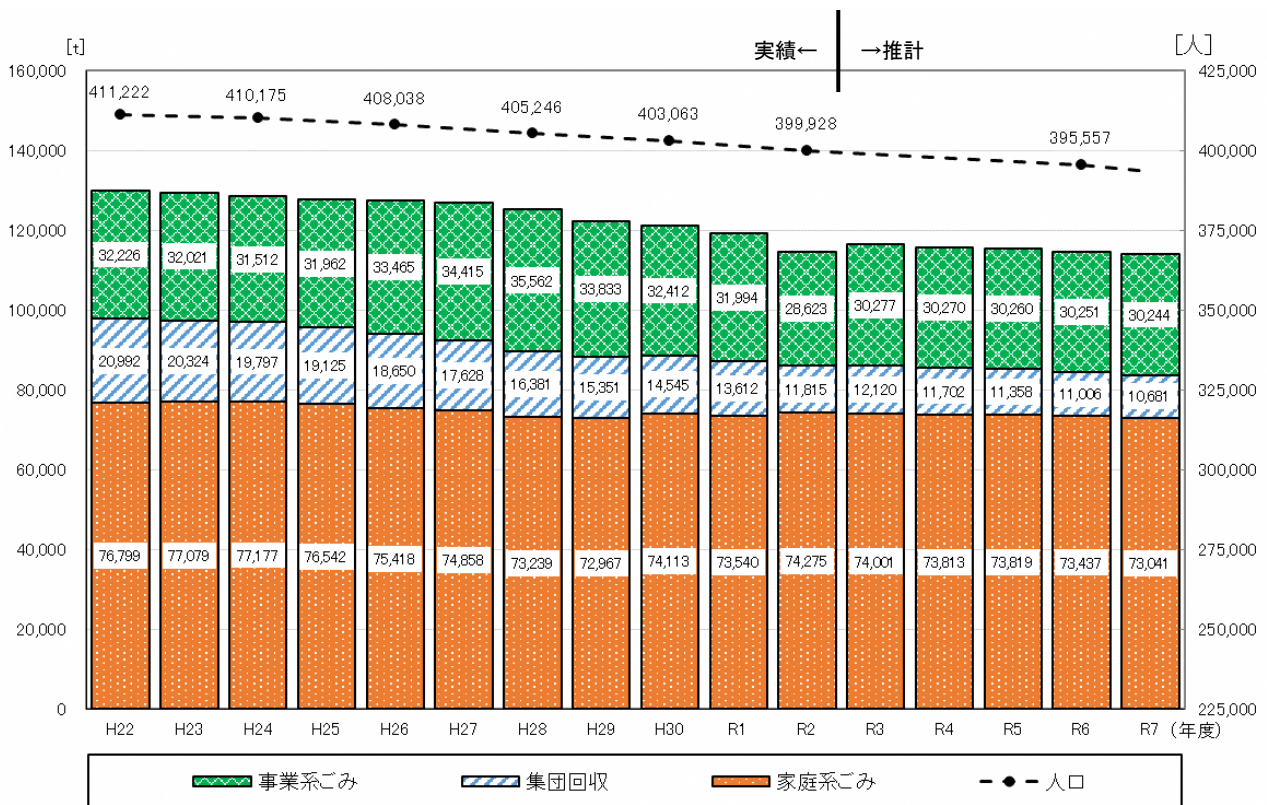


図14 ごみ量の将来推計結果

第2節 計画の目標

本計画の目標値である「ごみの排出量」、「ごみの資源化率」、「最終処分量」、「温室効果ガスの排出量」、「ごみの焼却量」について、前計画の目標数値から変更して表6のとおり設定します。

表6 本計画の目標

項目	H26年度 (基準年度)	令和7年度 (最終目標年度)	
ごみの排出量	127,532 t	112,726 t	【▲11.6%】
ごみの資源化率	21.9%	19.4%	—
最終処分量	11,489 t	10,649 t	【▲7.3%】
温室効果ガスの 排出量	36,945 t-CO ₂	30,431 t-CO ₂	【▲17.6%】
ごみの焼却量	99,182 t	88,844 t	【▲10.4%】

※【 】はH26年度実績値からの増減率を示しており、増減率で表せないものについては「—」としている。

【目標設定の考え方】

今後、本市の人口は減少すると見込まれることから、ごみ量も同様に減少していくことが考えられます。このことに加え、ごみの組成分析調査の結果、ペットボトル・プラスチック製容器包装や古紙など資源として再利用可能なものが分別されずに排出されており、また手付かず食品などの発生抑制可能なものが含まれていました。そのため、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「古紙」については資源ごみとしての適正排出を促進することにより、「手付かずの厨芥類」については発生抑制を促進することにより見込まれる将来のごみ量をそれぞれ算出し、計画の目標を設定しています。

第3章 基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等

第1節 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、連携することにより、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指します。

基本理念には、本計画を策定するにあたっての6つの基本的な考え方（視点）を含んでいます。

市民・事業者・行政が連携・協力しながら、ごみの発生抑制を最優先として、4Rの取り組みをさらに進める計画

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進していくにあたって、市民・事業者・行政の各主体が環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルを実践するとともに、それぞれが連携・協力することにより、取り組みの輪をさらに拡大していく必要があります。

また、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）では、循環型社会形成に向けた取り組みの優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順番とした基本原則を示しています。本計画策定にあたっては、発生抑制を最優先とし、市民・事業者・行政が連携・協力することにより、4Rの取り組みをさらに進める計画とします。

将来的にごみの焼却量を平成9年度に比べて半減することを目指すための計画

本市では、平成11年に市民・事業者・行政の共通目標として「焼却ごみ半減」^注を掲げて様々な4Rの取り組みを実施してきました。この「焼却ごみ半減」は、ごみ処理問題を一部の地域や市民の問題としてではなく、全市民が地球規模での環境問題としてとらえ、一人ひとりがごみを減らす行動を実践していくという理念を示したものです。

令和2年度のごみの焼却量は91,063tとまだ半減には至っていない状況であり、今後も「焼却ごみ半減」を将来的に目指していくための計画とします。

注）本市では、平成11年に平成9年度のごみの焼却量143千トンを基準にして平成20年度に約72千トンへの削減をめざす「焼却ごみ半減」を市民・事業者・行政の共通目標として掲げました。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会の構築を目指す計画

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を「製品等が廃棄物等になることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には循環的な利用が促進され、利用が困難な場合には適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義しています。本計画策定にあたっては、発生抑制を最優先とし、天然資源の消費を抑制するとともに、環境への負荷をできるだけ低減される循環型社会の構築を目指した計画とします。

持続可能な社会の実現に向けて、「第3次枚方市環境基本計画」における分野別の基本目標の達成に資する計画

本計画の「ごみ編」は、令和3年3月に策定した「第3次枚方市環境基本計画」において、環境施策の「資源循環」の分野に位置付き、環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざすこととしています。

この目標に向けて、関連するSDGsのゴールである「12 つくる責任 つかう責任」、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「14 海の豊かさを守ろう」の達成に貢献することにより、持続可能な社会の実現を目指す計画とします。



安全で安定的なごみの収集・処理体制を将来にわたって引き続き確保する計画

本市では、穂谷川清掃工場と東部清掃工場の2つのごみ焼却施設において一般ごみの処理を、また、北河内4市リサイクル施設組合においてペットボトル・プラスチック製容器包装の処理を行っています。今後も引き続きコスト削減及びストックマネジメントの考え方に基づく施設の維持管理が求められます。

これらの考え方を踏まえ、安全で安定的なごみの収集・処理体制を将来にわたって継続的に確保する計画とします。

超高齢社会におけるごみの収集・処理や予想される大規模地震・水害などの自然災害により発生する災害廃棄物への対応の方向性を示した計画

令和3年版高齢社会白書（内閣府）によると、65歳以上の高齢者人口は令和2年現在で21%を超え（超高齢社会）、28.8%に達しています。

本市においても令和2年10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は28.4%となっており、ごみの収集・処理においても高齢者等への対応がますます求められるようになると考えられます。

また、近年大規模地震や異常気象による水害などの自然災害が多発しており、これらに伴い発生する災害廃棄物への対応も重要な課題となっています。

本計画は、このような状況に対応するための方向性を示した計画とします。

【4Rとは】

4Rは、「リフューズ」（不要なものを「断る」）、「リデュース」（ごみになるものを「減らす」）、「リユース」（使えるものを「繰り返し使う」）、「リサイクル」（ごみを「資源化する」）の4つの頭文字を取ったものです。全国的には3R（リデュース・リユース・リサイクル）が推進されていますが、本市では、これにリフューズを加えて4Rとし、特に発生抑制に繋がるリフューズ・リデュース・リユースを優先しています。



第2節 基本方向

基本理念に基づき、本計画における基本方向を次の4つとします。

基本方向1

家庭系ごみの4Rの推進

家庭系ごみを削減するためには、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、可能な限りごみを発生させない取り組み（リフューズ・リデュース・リユース）を最優先に行い、その上でごみの分別の徹底を図りながらリサイクルに組み込み、焼却や埋立を行うごみを最小化する必要があります。

あらゆる機会を活用し、4Rに関する情報発信の充実を図るとともに、4Rのための環境教育・環境学習をさらに拡充するなど、必要とされる情報の提供とその情報の市民への浸透を計画的に進めます。また、4Rを推進するため、民間事業者のノウハウを活かした公民連携による効果的な取り組みを検討するとともに、超高齢社会や市民ニーズ等を踏まえて収集体制の充実に努めます。一般ごみの有料化については、さらなる4Rの推進や適正な費用負担等を踏まえて検討を進めます。

基本方向2

事業系ごみの4Rの推進

事業活動に伴って発生する事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが求められています。そのため、事業者が4Rの取り組みを自らの責任と捉え、認識を高めることで主体的に行動ができるように、必要とされる具体的な情報の提供や啓発活動等を計画的に充実・強化するとともに、新たな支援策等を検討する必要があります。また、消費者である市民にも4Rに対する理解や協力を求めるなど、市民・事業者・行政が連携して取り組みを進める必要があります。

事業者に対する4Rに関する情報発信の機会や手法の充実を図るとともに、事業者の行動を促進する新たな取り組みの検討を進めます。また、事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価に一致したものとなるように、手数料の見直しを検討します。

基本方向 3

安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

安全で安定したごみの収集・処理を行うためには、コスト削減を実現しつつ、ストックマネジメントの考え方に基づく維持管理等を行うとともに、災害時や国による新たな制度にも対応できる体制を整える必要があります。

京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めるとともに、引き続きペットボトル・プラスチック製容器包装を枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市で構成する北河内4市リサイクル施設組合で処理を行うなど、広域化を推進し、効率的かつ安定的な施設の稼働を進めます。また、東部清掃工場の長寿命化を図るとともに、災害廃棄物処理計画に基づき災害時に備えたごみ処理体制の検討を行います。穂谷川清掃工場の敷地の有効活用やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく対応の検討を行い、効率的かつ効果的なごみの収集・処理体制をさらに進めます。

基本方向 4

環境に配慮したまちづくり

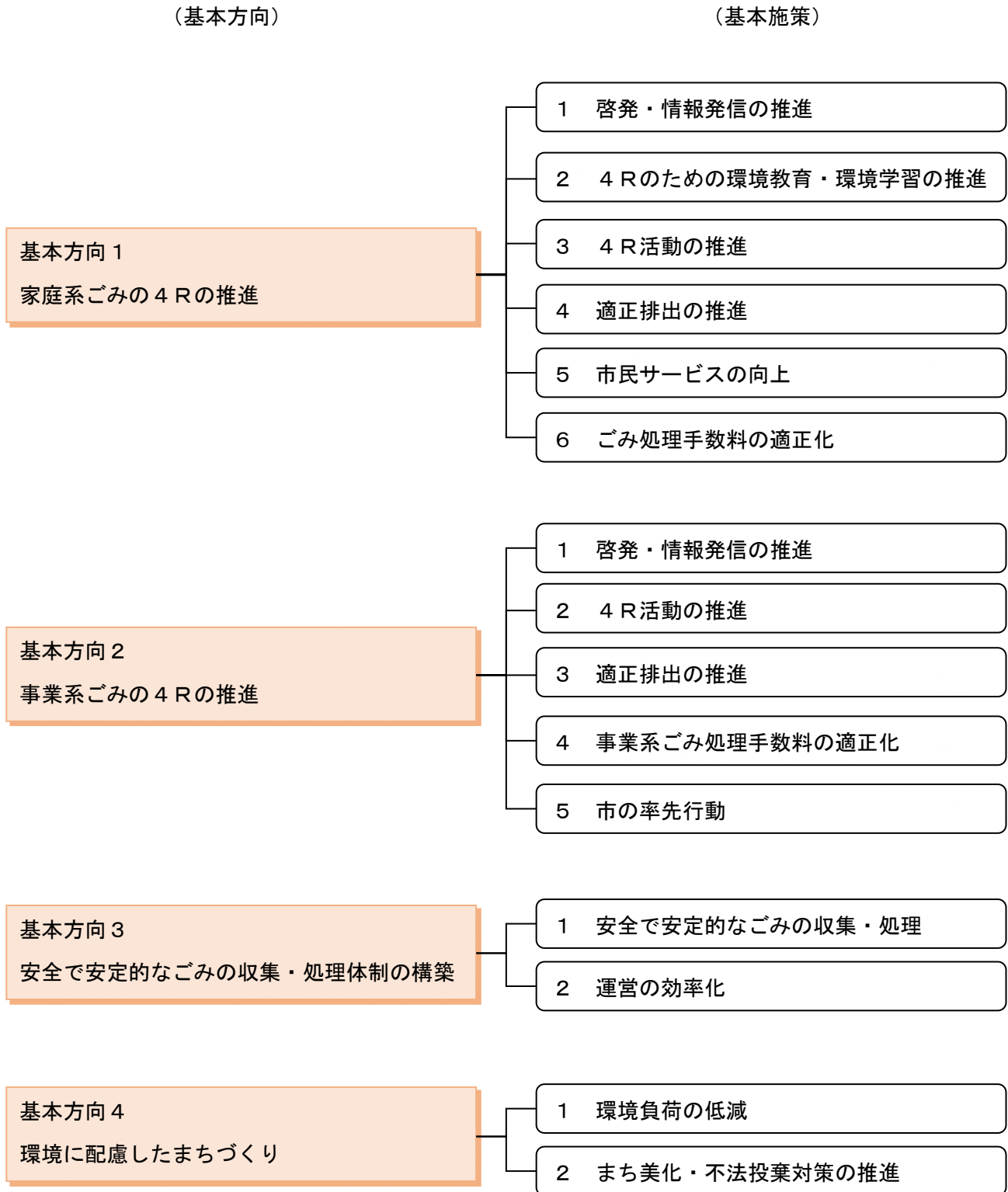
ごみの処理は、身近な生活環境の問題だけではなく、自然環境や地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にも大きな影響を与えており、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて脱炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携した美しいまちづくりを推進していくなど、環境に配慮した取り組みを進めていく必要があります。

温室効果ガスの排出抑制に向けて、焼却余熱による発電や灰溶融炉の停止によるエネルギー使用量の削減など、エネルギーの有効活用を進めるとともに、地球温暖化につながるプラスチックごみの焼却量の削減を図ります。また、アダプトプログラムや不法投棄対策を充実させ、市民・事業者と連携し、美しいまちづくりのための取り組みを推進します。

第3節 具体的な施策

第1項 施策の体系

第2節において示した基本方向に基づき、本市の施策を体系的に整理すると以下のとおりです。



第2項 目標達成のための施策

基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進

1 啓発・情報発信の推進

(1) 市民・事業者等と連携した4Rの啓発

廃棄物減量等推進員や市民団体、事業者、近隣市などと連携し、啓発キャンペーンやイベントなどを実施します。また、「ひらかた夢工房」において、市民ボランティアによる講習会や教室等のイベントを開催し、その活動を通じて、4Rに関する情報を広く市民に発信します。

(2) 多様な方法による情報発信

広報ひらかたや市ホームページ、メールマガジン、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」など、様々な情報伝達媒体を活用し、4Rやごみ処理に関する情報を適切なタイミング・手法で積極的に発信するとともに、幅広い世代の市民にわかりやすい情報が提供できるように新たな情報発信の方法を検討します。それらにより、市民一人ひとりの実際の行動につながるような情報発信を計画的に行います。

<主な取り組み>

- 市民・事業者等と連携した4Rの啓発活動の推進
- ごみ減量フェアやごみ減量講演会の開催
- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用した情報発信



2 4 Rのための環境教育・環境学習の推進

(1) 小学校等における4 R教育の推進 《重点》

中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における4 R教育を実施するとともに、より幅広い世代に対する4 R教育を進めるため、関係機関の協力を得ながら、高等学校・大学における4 R教育の実施も検討していきます。また、環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」を市内の小学4年生に配付するとともに、清掃工場への見学の受け入れやごみの収集体験を行うなど、ごみへの関心を高め、4 Rに関する意識啓発を行います。

(2) 地域等における4 R学習の推進 《重点》

市職員が地域等に出向いてごみの話をする「出前講座」を行うとともに、市民による清掃工場への見学内容の充実を図り、4 Rへの理解と協力を得られるよう、4 R学習の取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 小学校等における4 R教育の充実
- 環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」の作成
- 清掃工場への見学の受け入れ
- 出前講座の実施



3 4 R活動の推進

(1) 生ごみの4 Rの推進 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみ中に生ごみが約33%含まれており、手をつけていない食品も含まれていたことから、生ごみの発生抑制の取り組みを促進するために、食品ロスの削減に向けた啓発や事業者との連携した取り組みを充実・検討するなど、食を通して環境問題への関心と理解が深まるよう、環境に配慮した食育を計画的に推進します。また、市民グループと連携して生ごみの堆肥化の普及を進めていくとともに、生ごみの水切りの促進や新たな取り組みを検討します。

(2) リデュース・リユースの推進

従来から実施しているマイバックの利用の促進を図るとともに、マイボトル持参の拡大に向けて、キャンペーンの実施やワンウェイプラスチックの削減を促進するなど、リサイクルよりも優先すべきリデュースの取り組みを進めます。また、リサイクルショップやフリマアプリが普及したことで、市民のリユース意識が向上し、不用品交換情報ネットワーク（「あげます・ください」）の活用が減少しています。このことから、今後は、公民連携を含めたリユースを目指すなど、リサイクルよりも優先すべきリユースの取り組みについても検討を進めます。

(3) 古紙のリサイクルの推進 《重点》

古紙については、自治会・子ども会などによる再生資源集団回収を基本にリサイクルの取り組みを促進します。ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙が約13%含まれており、令和元年6月から開始した古紙の行政回収を促進し、4 Rを計画的に推進します。

(4) 再生資源集団回収の推進

再生資源集団回収報償金交付制度により、自治会・子ども会などによる古紙やアルミ缶などのリサイクルを促進します。

(5) その他のリサイクルの推進

デジタルカメラや携帯電話などの使用済小型家電の回収ボックスを設置していますが、さらなる回収方法を検討するとともに、剪定枝をチップ化するなど、ごみの減量・リサイクルを推進します。

(6) ごみ減量モデル地区事業の検討

4 Rの取り組みをさらに推進するため、ごみ減量モデル地区を設定し、効果検証を行う仕組みの検討を進めます。

＜主な取り組み＞

- 生ごみの4 Rの推進
- 「食べのこサンデー」運動の推進
- 再生資源集団回収報償金交付制度の推進
- ごみ減量モデル地区事業の検討
- 公民連携によるリユースの検討【新規】

4 適正排出の推進

(1) 分別排出ルール of 徹底 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われるものが約3割含まれていたことから、分別排出ルールに関する啓発を計画的に充実・強化することとし、広報ひらかたや市ホームページなどにおいて分別排出の方法を周知するとともに、分別状況が悪い場合は、直接排出者に対して啓発・指導を行い、分別排出ルールの徹底を図ります。また、必要に応じて粗大ごみマニュアルや外国語のリーフレットなどを更新・改良し、分別排出ルールをわかりやすく伝えていきます。

(2) 適正排出に向けた事業者等との連携

単身者や学生向けの共同住宅など、管理会社や管理人などと連携を図りながら、分別排出の徹底を進めます。また、大規模集合住宅等建設時には、資源物を保管できる集積場の設置を引き続き指導します。

(3) 適正処理困難物や危険物等の適正排出の促進

適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように、検討を進めます。

また、水銀使用廃製品などの回収方法を定めている適正処理困難物や危険物等については、その排出方法を市民へ広く周知し、適正排出を促進します。

<主な取り組み>

- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用した分別排出の周知
- 分別排出ルールのよりわかりやすい情報発信
- 事業者等と連携した分別排出の周知
- 適正処理困難物や危険物等の適正処理の推進



5 市民サービスの向上

(1) ごみ収集支援の拡充 《重点》

ふれあいサポート収集に加え、新たに屋内から大型ごみなどの持ち出しを行うサポート収集を実施し、ごみ収集支援を推進します。

(2) 超高齢社会等への対応 《重点》

今後、さらに一人暮らしの高齢者等が増えることが見込まれることから、既存のふれあいサポート収集及び大型ごみ持ち出しサポート収集事業の充実を進めます。

＜主な取り組み＞

○大型ごみ持ち出しサポート収集の実施

6 ごみ処理手数料の適正化

(1) 一般ごみの有料化の検討

4 Rの推進やごみ処理経費の負担の公平性の観点などから、一般ごみの有料化について、検討を進めます。

(2) ごみ処理手数料の見直しの検討

ごみ処理手数料について、適正処理困難物や危険物などへの対応内容を踏まえ、適正化の検討を行います。

＜主な取り組み＞

○一般ごみの有料化の検討

○ごみ処理手数料の適正化の検討

基本方向2 事業系ごみの4Rの推進

1 啓発・情報発信の推進

(1) 事業者等と連携した4Rの啓発

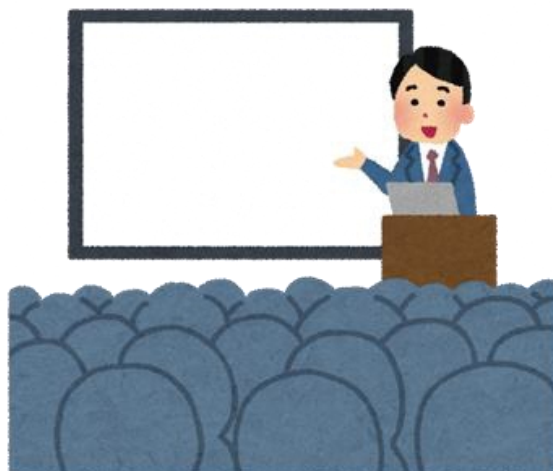
北大阪商工会議所や一般廃棄物収集運搬許可業者などと連携し、4Rに関するセミナーを開催するなど、事業者等と連携した4Rのための啓発活動を充実させ、計画的に実施します。

(2) 情報発信の充実

パンフレットの作成・配布や「事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引き」の充実を図るとともに、市ホームページにおける情報の提供を進めます。

<主な取り組み>

- 事業者等と連携した4Rのためのセミナー等の開催
- 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きの充実
- 市ホームページの充実



2 4 R活動の推進

(1) 生ごみの4 Rの推進 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に生ごみが約37%含まれており、売れ残り食品も含まれていたことから、食品製造業や飲食店、小売店などから排出される生ごみについて、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実・強化するとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく取り組みを周知していきます。

(2) 古紙のリサイクルの推進 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙が約7%含まれていたことから、資源化物として処分してもらえる資源化事業者の紹介や搬入拠点の整備を行うなど、事業活動に伴い排出される古紙のリサイクルを計画的に進めます。

(3) 多量排出事業者への減量指導

「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」に基づく多量排出事業者に対して、一般廃棄物減量等計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任を求めるとともに、研修会等の開催や立入指導を定期的を実施します。

(4) 4 Rの取り組みへの支援

事業者が新たに設置する資源化保管施設などに対して、新たな支援策を検討します。

(5) 環境に配慮した店舗等の促進

環境にやさしい店づくりを進めると宣言した販売店等をエコショップとして登録する制度を見直し、事業者による新たな取り組みを促進する手法を検討します。

<主な取り組み>

- 生ごみの4 Rの推進
- 古紙のリサイクルの促進
- 多量排出事業者への減量指導
- 4 Rの取り組みへの支援
- 環境に配慮した店舗等の促進

3 適正排出の推進

(1) 分別排出ルール of 徹底

ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に一般廃棄物として排出できないプラスチック類が約1割含まれていたことから、分別排出ルールの啓発を計画的に充実・強化します。また、ごみの搬入検査を実施し、産業廃棄物や有害・危険物等の搬入禁止の周知の徹底を図ります。

事業系ごみを家庭系ごみとして排出している事業者に対しても、適正排出の指導を行うとともに、新規排出事業者へごみの排出ルールの徹底を積極的に行います。

(2) 適正排出に向けた事業者等との連携

一般廃棄物収集運搬許可業者と連携を図りながら、排出事業者への啓発・指導を行い、分別排出の徹底を進めます。

排出事業者への相談対応やごみの資源化処理によるごみ処理コストの低減につながる情報発信を行い、事業系ごみの排出抑制・再資源化を推進します。

<主な取り組み>

- プラスチック類の分別排出ルールの徹底
- 搬入検査の実施
- 一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底
- 新規排出事業者へのごみの排出ルールの徹底【新規】

4 事業系ごみ処理手数料の適正化

(1) 事業系ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による排出者責任の考えに基づき、ごみ処理原価に一致したものとなるように、適正化に向けた取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 事業系ごみ処理手数料の見直し



5 市の率先行動

(1) 枚方市環境マネジメントシステムに基づく取り組みの推進

「枚方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」などに基づき、市の事業活動における4Rの取り組みを率先して推進します。

(2) リサイクルの推進

剪定枝等のチップ化や古紙のリサイクル、学校給食の調理過程で出る生ごみの堆肥化などの取り組みを率先して進めます。

(3) グリーン購入の推進

「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」に基づき、環境負荷の低減を目指しているなど環境に配慮した物品を選定・購入することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、市民へのグリーン購入の意識啓発を高めます。

<主な取り組み>

- 「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」などに基づく取り組みの推進
- 剪定枝等のチップ化
- 古紙のリサイクル
- 学校給食の調理過程で出る生ごみの堆肥化
- 「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」に基づく取り組みの推進



基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

1 安全で安定的なごみの収集・処理

(1) ごみ処理の広域化の推進

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクル施設組合で選別・圧縮梱包を引き続き行います。また、可燃ごみについては、令和7年度の稼働を目指し、京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。

(2) ごみ処理施設の安全で安定的な稼働

穂谷川清掃工場第3プラントについて、令和7年度まで安定稼働ができるよう必要な補修工事を実施するとともに、東部清掃工場の長寿命化を図るため、「東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画」に基づく基幹改良工事などを計画的に実施します。

(3) 穂谷川清掃工場の敷地利用の検討

穂谷川清掃工場の敷地の有効活用について、4Rの観点や収集運搬の効率化の観点などから検討を進めます。

(4) 最終処分場の安定的確保

本市の焼却灰等の搬送先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、同センターの計画において埋立期間は令和14年度となっていますが、ごみの減量に取り組み、長期間に渡り共用できるよう推進します。

(5) 災害時等に対応できるごみ処理体制の構築

災害廃棄物処理計画に基づき災害時に備えたごみ処理体制の検討を行います。また、緊急時も含めたごみ処理に係る周辺自治体との応援体制も引き続き整備します。

(6) 分別品目の見直し

現在のごみの収集・処理の状況やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく新たな制度等を踏まえ、製品プラスチックなどのごみの分別の見直しを検討するなど、さらなる効率的かつ効果的なごみの収集・処理体制の検討を行います。

<主な取り組み>

- 京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備
- 東部清掃工場の延命化対策
- 穂谷川清掃工場の敷地利用の検討
- 最終処分場の長期的確保
- 分別品目の見直しの検討

2 運営の効率化

(1) 効率的な運転管理の推進

東部清掃工場の焼却施設と粗大ごみ処理施設について、より効率的な運転管理体制を構築します。また、京田辺市と整備する可燃ごみ広域処理施設についても、枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携を図り、効率的な運転管理体制を構築できるように検討を進めます。

(2) 効率的な収集運搬体制の構築

ごみの収集量や地域特性などに応じて、委託収集も含めた効率的な収集運搬体制が構築できるように継続的に検討を行います。

(3) 効率的な施設管理の推進

コスト負担を極力抑えつつ、計画的に施設改修等を行うなど、ストックマネジメントの考え方に基づく処理能力等の維持・向上を図ります。

<主な取り組み>

- 効率的な運転管理の推進
- 効率的な収集運搬体制の構築
- 効率的な施設管理の推進



基本方向4 環境に配慮したまちづくり

1 環境負荷の低減

(1) 環境負荷の低減

焼却余熱による発電や施設の省エネルギー化を進め、エネルギーの有効活用を行うとともに、灰溶融炉を停止することにより、エネルギー使用量の削減を図ります。また、温室効果ガスの排出抑制のため、地球温暖化につながるプラスチックごみの焼却量の削減を図るとともに、ごみの減量等によるごみ収集車の燃料使用量の抑制や低公害車等の導入により、環境負荷の低減に努めます。

<主な取り組み>

- 焼却余熱による発電の実施
- 可燃ごみ広域処理施設への高効率発電設備の導入の検討
- ごみ収集車の環境負荷の低減
- 灰溶融炉停止に伴う環境負荷の低減【新規】

2 まち美化・不法投棄対策の推進

(1) まち美化の推進

「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」などにに基づき、ポイ捨て防止キャンペーンや路上喫煙防止、アダプトプログラムなどの取り組みを推進します。

(2) 不法投棄対策の推進

不法投棄防止パトロールを実施するとともに、不法投棄防止看板を配布するなど、市民・事業者との連携を強化し、不法投棄対策を推進します。

<主な取り組み>

- アダプトプログラムの推進
- 不法投棄防止パトロールの実施



第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

第1項 収集運搬計画

分別排出ルールの徹底による効率的な収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していくこととします。

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、次のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズ、超高齢社会に対応したサービスの提供など、必要に応じて見直していくものとします。

表7 家庭系及び事業系ごみの分別区分と収集運搬体制

分別区分		収集方式	収集頻度	収集体制	
家庭系ごみ	一般ごみ	ステーション	週2回	市又は 民間業者	
	空き缶、びん・ガラス類		月2回		
	古紙		月2回		
	ペットボトル・プラスチック製容器包装		週1回		
	粗大ごみなど	粗ごみ	戸別収集 (直接搬入)		月1回 (1世帯)
		大型ごみ			随時
		臨時ごみ			
		動物の死体			
使用済小型家電	拠点回収	随時			
水銀使用廃製品		随時			
事業系ごみ	可燃ごみ	—	—	許可業者	
	粗大ごみ	—	—		

第2項 中間処理計画

市民や事業者から排出されたごみについては、本市及び広域の中間処理施設で可能な限り資源化・減量化などを行い、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、中間処理施設については、適正な維持管理及び点検・補修を行うとともに、新たに施設の更新・整備を行うことにより、安定した処理体制を確保します。

中間処理の方法は、次の表に示すとおりです。

表8 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分		処理施設	処理方法	二次処理	
家庭系ごみ	一般ごみ	焼却施設 (穂谷川清掃工場、 東部清掃工場)	焼却	埋立・資源化	
	空き缶、びん・ガラス類	民間施設	選別	資源化	
	古紙	民間施設	圧縮梱包	資源化	
	ペットボトル・プラスチック 製容器包装	北河内4市 リサイクルプラザ	選別・ 圧縮梱包	資源化	
	粗大ごみなど	粗ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・ 選別	焼却・埋立・ 資源化
		大型ごみ			
		臨時ごみ			
	動物の死体	焼却施設 (穂谷川清掃工場)	焼却	埋立	
使用済小型家電	民間施設	選別	資源化		
水銀使用廃製品	民間施設	選別	資源化		
事業系ごみ	可燃ごみ	焼却施設 (東部清掃工場)	焼却	埋立・資源化	
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・ 選別	焼却・埋立・ 資源化	

※穂谷川清掃工場の後継施設として、令和7年度末に可燃ごみ広域処理施設を稼働予定。

第3項 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化などにより最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

表9 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物	最終処分場
破碎選別残渣	大阪湾広域臨海 環境整備センター
焼却残渣	
溶融スラグ	

※溶融スラグは資源化できない場合に埋立を行う。(灰溶融炉は令和4年度停止予定)

第5節 広域連携の推進

本市では、平成16年に寝屋川市、四條畷市及び交野市とともに、共同してペットボトル・プラスチック製容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザを完成させて、翌年2月から広域処理を行っています。

また、緊急時などにおけるごみ処理の相互協力については、平成20年2月に、本市、寝屋川市、四條畷市、交野市及び四條畷市交野市清掃施設組合が「一般廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結し、これにより、災害時だけでなく、施設の故障時や事故、改修などで処理能力が低下した際、協定市などが協力し円滑なごみ処理を可能としました。さらに、この体制の広域化を図るため、北河内地域広域行政推進協議会が提案し、平成20年3月には、東大阪ブロック（守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市・東大阪都市清掃施設組合・四條畷市交野市清掃施設組合・北河内4市リサイクル施設組合）で協定を締結しています。その後、京田辺市及び高槻市との間でも、同様の協定を締結しています。

老朽化が進んでいる本市の穂谷川清掃工場の後継施設の整備については、京田辺市との間で可燃ごみの広域処理を進めることについて、平成26年12月に両市の間で基本合意を行い、平成28年5月に枚方京田辺環境施設組合を設立し、現在可燃ごみ広域処理施設の整備が進められています。

今後も近隣自治体との相互連携を図りながら、安全で安定的なごみの処理体制を確保していきます。

第3部 生活排水編

第1章 生活排水処理の基本方針

第1節 基本理念と目標

第3次枚方市環境基本計画の基本目標を踏まえ、本計画の基本理念と目標を次のように定めます。

公共下水道の整備促進を図りながら、市民の水環境への関心を高めるための啓発活動等をさらに進めるとともに、公共下水道整備計画区域外においては、生活雑排水の処理も行うことができる合併処理浄化槽の周知を図ることなどにより、市内河川の水質環境基準達成を目指し、水質保全に努めることとします。

また、本計画の「生活排水編」は、令和3年3月に策定した「第3次枚方市環境基本計画」において、環境施策の分野の「都市環境・生活環境」に位置付き、健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざすこととしています。市民・市民団体、事業者、市が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解したうえで、本計画の目標達成に向けて各施策を推進することで、「パートナーシップ・環境教育」や「都市環境・生活環境」に関連するSDGsのゴールを達成することに貢献し、持続可能な社会の実現を目指します。



第2節 基本方針

本市における生活排水の処理は、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を同時に処理することが基本であり、公共下水道がその中心となります。東部の山間部を除く地域が下水道整備計画区域であり、最終的には終末処理場で処理を行うこととします。

一方、公共下水道整備計画区域外や公共下水道未整備区域等において、し尿と生活雑排水を併せて処理を行う合併処理浄化槽の活用により、公共用水域の水質保全を図っています。

本市の地域特性にあった施設整備を進めるとともに、関連する事業も含め、生活排水処理に係る基本方針を以下のとおり定めます。

- ① 公共下水道の整備促進を図りつつ、し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理し、衛生的で快適な生活環境の保全に努めます。
- ② 浄化槽の維持管理が適正に行われるよう、指導・啓発を行います。
- ③ 公共下水道整備計画区域外は合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ④ 市内河川の水質を改善するため、生活排水の対策について啓発など市民及び事業者と行政が一体となって取り組みます。

第2章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の概要と処理主体

本市はし尿の処理を公共下水道、下水道前処理施設、単独及び合併処理浄化槽で、生活雑排水の処理を公共下水道及び合併処理浄化槽で行っており、処理の概要は図15、処理主体は表10に示すとおりです。このうち、単独処理浄化槽と汲み取り世帯については、生活雑排水を未処理のまま河川に排水している状況にあり、公共下水道等の生活雑排水の処理を行うことができる施設整備の推進とともに、市民啓発も重要になっています。

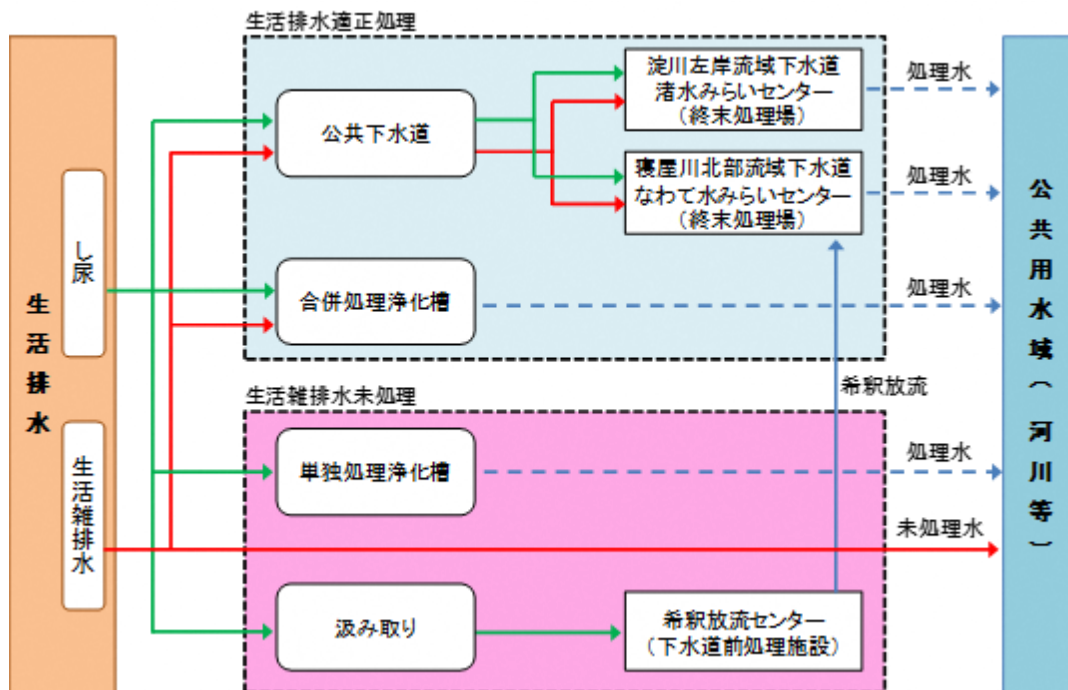


図15 生活排水処理の概要 (イメージ図)

表10 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
終末処理場	し尿及び生活雑排水	大阪府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	枚方市、事業者、個人
単独処理浄化槽	し尿	事業者、個人
下水道前処理施設	し尿	枚方市

第2節 生活排水処理の現状

第1項 公共下水道

本市の公共下水道は、分流式を採用しており、市域の約80%にあたる約5,228haを、淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道へ流入する流域関連公共下水道で計画しています。令和2年度末の整備状況は、淀川左岸流域関連公共下水道で約2,943ha、寝屋川北部流域関連公共下水道で約519ha、合わせて約3,462haとなっています。なお、過去5年間の推移は表12のとおりです。

表12 下水道に係る推移（各年度末）（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	404,007	402,608	401,314	399,953	398,187
整備人口	388,125	389,111	387,968	389,151	387,668
処理人口	386,005	387,022	387,863	386,793	387,422
下水道水洗化人口	374,285	375,546	376,148	376,179	377,089
整備人口普及率	96.1%	96.6%	96.7%	97.3%	97.4%
処理人口普及率	95.5%	96.1%	96.6%	96.7%	97.3%
下水道水洗化率	97.0%	97.0%	97.0%	97.3%	97.3%

第2項 浄化槽

浄化槽は定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となる場合があることから、本市では浄化槽法に基づく、保守点検や清掃、法定検査等、適正な維持管理の指導・啓発を行うとともに、平成26年4月に「枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、登録要件を満たす業者に登録証を交付しています。

なお、下水道整備の進捗により、新規に設置される合併処理浄化槽の数は、減少傾向にあります。

第3項 し尿及び浄化槽汚泥等

家庭系し尿の収集・運搬は本市が、事業系し尿と浄化槽汚泥等の収集・運搬は本市が許可する8業者が行っています。運搬されたし尿及び浄化槽汚泥等は、希釈放流センターに搬入されます。搬入量は表13に示すとおりです。

表13 し尿等の収集量及び搬入量の推移（各年度末）（単位：kL）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	家庭系	2,334	2,123	1,932	1,718	1,557
	事業系	551	611	679	721	863
	合計	2,885	2,734	2,611	2,439	2,420
浄化槽汚泥等		14,939	12,722	11,556	11,301	11,005
合計		17,824	15,456	14,167	13,740	13,425

第4項 希釈放流センター

枚方市立淀川衛生工場は、平成5年に日処理能力267kLのし尿処理施設で建設しましたが、下水道の整備により搬入量が減少してきたため、より効率的・効果的な処理方式として、これまでの「生物処理方式」から「希釈放流方式」へ変更することを決定しました。

「希釈放流方式」へ変更するための改造工事については、平成29年度に実施し、平成29年12月から希釈放流を開始しています。

なお、「希釈放流方式」とは、図17に示すよう、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥等からごみなどを除去した汚水を、地下水を用いて希釈した後に、公共下水道に放流し、最終的には終末処理場（大阪府）で処理を行う方式です。

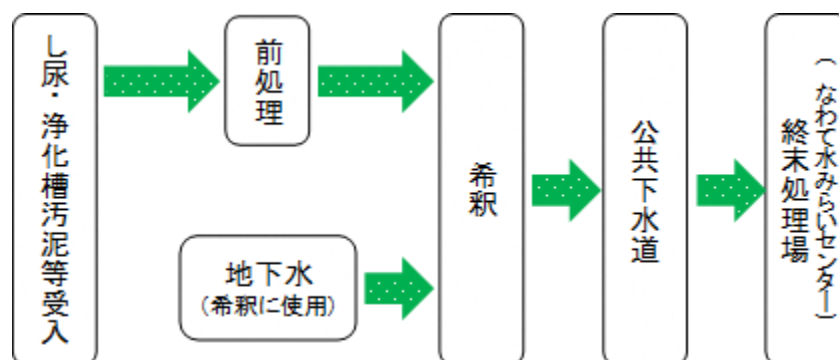


図17 希釈放流方式概略図

第5項 生活排水の処理形態別人口の現状

生活排水の処理形態別人口は、表14に示すとおりです。

生活排水の処理形態別人口は目標の達成に向けて順調に推移しています。

表14 生活排水の処理形態別人口内訳（各年度末）（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 生活排水処理計画区域内人口	404,007	402,608	401,314	399,953	398,187
(1) 生活排水処理人口	392,547	392,537	392,472	391,979	391,722
① 合併処理浄化槽	18,262	16,991	16,324	15,800	14,633
② 下水道	374,285	375,546	376,148	376,179	377,089
(2) 生活雑排水未処理人口	11,460	10,071	8,842	7,974	6,465
① 単独処理浄化槽	8,908	7,748	6,766	6,116	4,802
② 非水洗化（汲み取り）	2,552	2,323	2,076	1,858	1,663
2 生活排水処理計画区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水適正処理率	97.2%	97.5%	97.8%	98.0%	98.4%

第3節 生活排水処理の課題

第1項 公共下水道の整備

令和2年度末の整備人口普及率は97.4%となっています。

公共下水道の整備については、公共下水道の整備計画に基づいて整備を進めるとともに、整備後は、適切な維持管理を行う必要があります。

公共下水道供用開始区域にある建物を所有されている方は、下水道法及び枚方市下水道条例において、3年以内に排水設備工事をする義務があるため、早期に公共下水道へ接続するよう促す必要があります。

第2項 し尿及び浄化槽汚泥等の処理

家庭系のし尿は本市が収集運搬していますが、収集効率が低下しています。その要因のひとつとして、汲み取り世帯の点在化が課題としてあげられます。

また、平成29年12月から「希釈放流」を開始したことに伴い、下水道法及び枚方市下水道条例の排出基準を遵守し、適正に維持管理する必要があります。

しかし、浄化槽汚泥等の一般廃棄物の受け入れに際しては、油分等が多く含まれると、施設の稼働に支障を来す場合があります、課題となっています。

第3項 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となる場合があります。このため、浄化槽の管理者に対して、浄化槽法に基づく、清掃や保守点検・法定検査が適正に行われるよう啓発及び指導を行う必要があります。

第4項 市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進

未処理の生活排水が河川の水質汚濁の一因となっていることから、市民が市内の河川の水質に関心を持ち、生活排水対策や河川の水質保全に対する意識を高め、水質改善を自らの問題として取り組めるようにすることが課題となっています。

そのため、広報誌やホームページで、家庭で実践できる生活排水対策などについて情報提供を行うとともに、各種イベントや出前講座などで生活排水対策の重要性について、継続して啓発を行う必要があります。

なお、公共下水道整備計画区域外においては、汲み取りや単独処理浄化槽で処理を行っている市民及び事業者に対し、生活雑排水の処理も行うことができる合併処理浄化槽の周知を図る必要があります。

第5項 災害時の対応

地震・風水害等の災害発生時には、被災後の生活環境の悪化に対処するため、し尿等を迅速かつ適切に処理する必要があります。

第3章 目標達成に向けた施策等

第1節 生活排水処理計画

第1項 生活排水の処理の目標

(1) 処理の目標

これまでの生活排水処理形態別人口の推移から、平成28年に策定した目標に向けて順調に推移していることを踏まえ、処理の目標を次のとおり定めます。

令和7年度における処理の目標

生活排水適正処理率 98.6%

(2) 生活排水の処理形態別内訳

目標年次である令和7年度の処理形態別内訳を、表15に示します。

表15 生活排水の処理形態別内訳表

(単位：人)

	令和2年度	令和7年度
1 生活排水処理計画区域内人口	398,187	391,085
(1)生活排水処理人口	391,722 (7,466)	385,448 (6,711)
①合併処理浄化槽	14,633 (7,466)	13,413 (6,711)
②下水道	377,089	372,035
(2)生活雑排水未処理人口	6,465 (3,299)	5,637 (2,660)
①単独処理浄化槽	4,802 (2,450)	4,471 (2,014)
②非水洗化（汲み取り）	1,663 (849)	1,166 (646)
2 生活排水処理計画区域外人口	0	0
生活排水適正処理率	98.4%	98.6%

() は下水道整備区域外人口を示す。

(3) 生活排水処理計画区域

図 18 に示す生活排水処理計画区域の内、東部区域は主に山林であり、住居が連坦していないため「合併処理浄化槽で処理する区域」とし、それ以外については「公共下水道で処理する区域」とします。

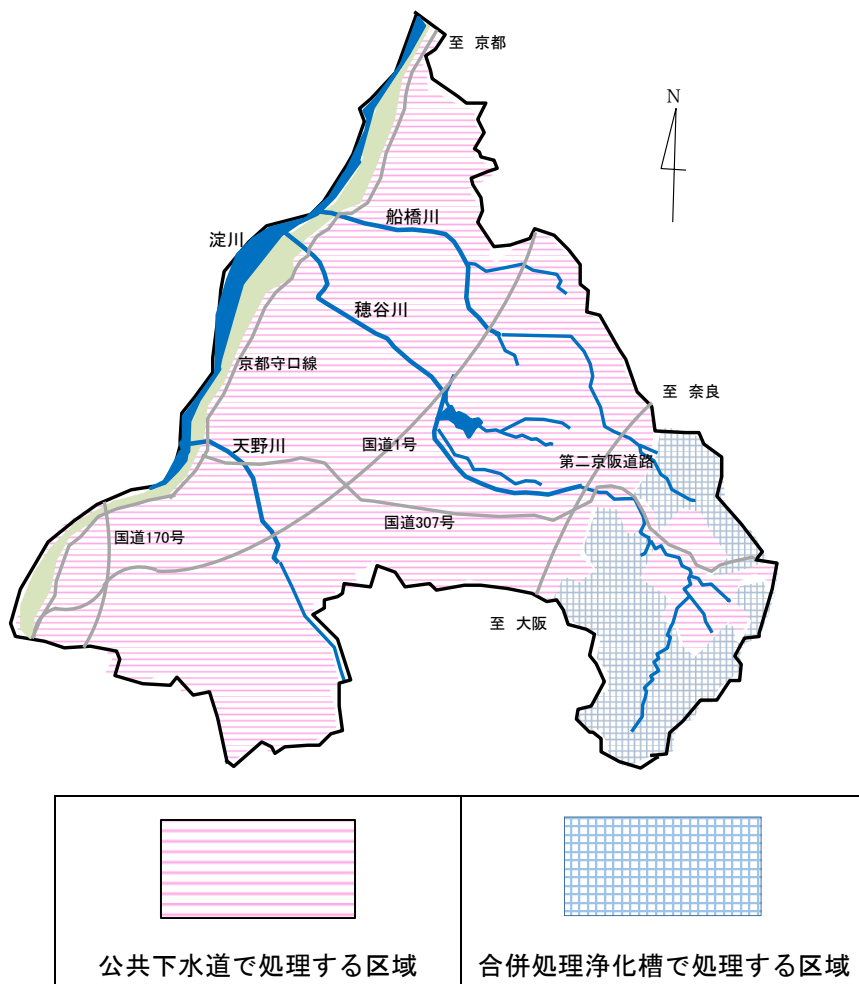


図 18 生活排水処理計画図

第2項 処理形態別人口の予測

処理形態別人口は、改定前の推計値とほぼ差異なく推移していますが、新たに令和2年2月に公表された「枚方市 人口推計調査報告書」を基に、処理形態別人口を図19に示すとおり推計し直しました。各処理形態別人口は、それぞれ減少するものの、比率としては、ほとんど変動がありません。

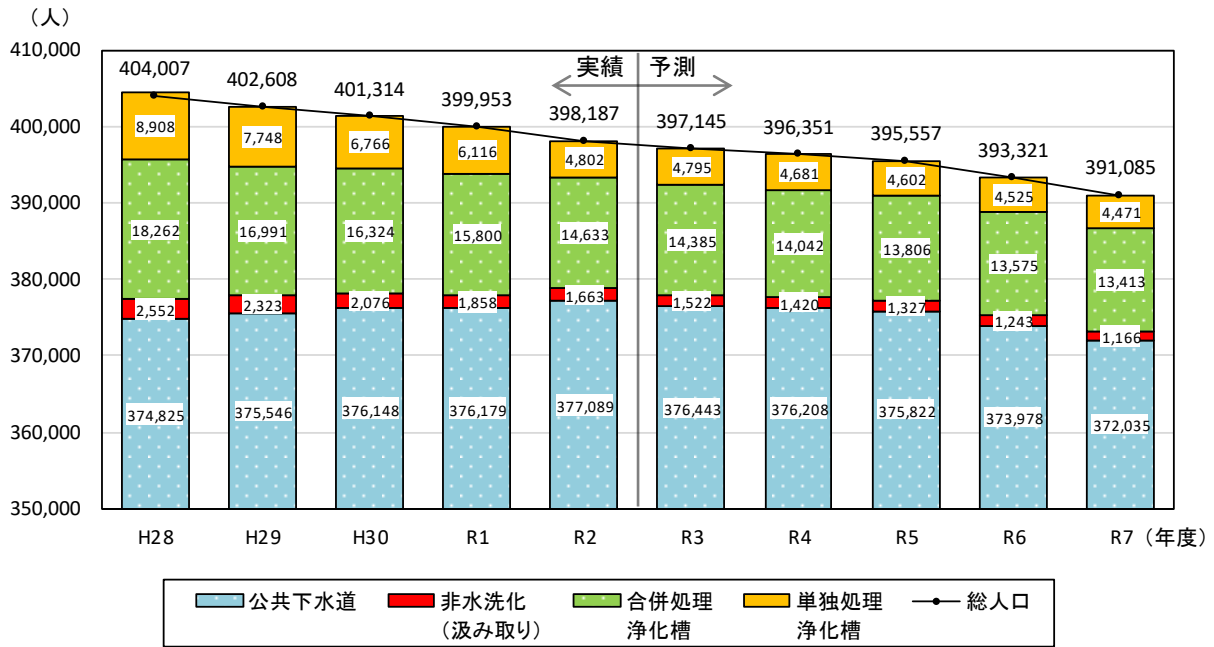


図19 処理形態別人口の予測

第3項 搬入汚泥量の推計

処理形態別人口推計をもとに、搬入汚泥量の推計を行いました。結果は図20に示すとおりです。搬入汚泥量は、人口減少に伴って減少します。

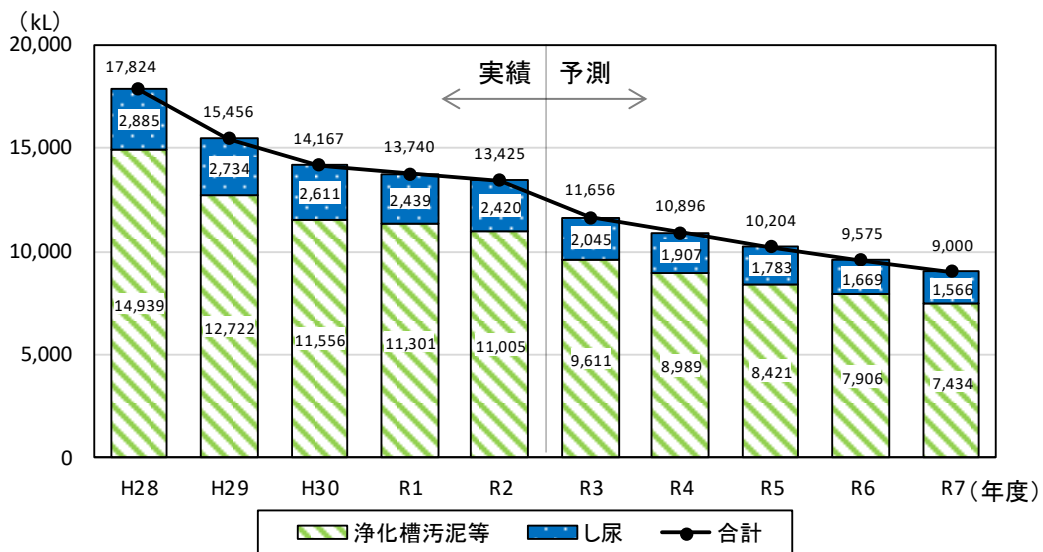


図20 搬入汚泥量の予測

第2節 基本計画の実現に向けた施策

令和7年度の目標である生活排水適正処理率98.6%をめざして、関係部署と調整を図りつつ、処理施設の適正な維持と生活排水処理に係る次の施策を進めます。

第1項 公共下水道の整備

(1) 公共下水道の整備の推進

下水道事業計画に基づき整備を行い、整備が困難な地域についても公共下水道の普及促進を図るとともに、下水道施設の耐震対策の方針に基づき、施設の重要度に応じた整備を進めます。また、長寿命化に向けた取り組みを進め、計画的な維持・修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。

(2) 公共下水道整備計画区域内における生活排水処理

公共下水道が整備された区域の家屋所有者に対して、供用開始前に通知するとともに、水洗化義務期限（供用開始日より3年間）に至るまで、定期的に接続依頼文を送付し、未接続家屋の解消に努めます。また、水洗化義務期限を超えた未接続家屋についても個別指導及び勧告文書を送付することにより、水洗化指導を行っています。

第2項 し尿及び浄化槽汚泥等の処理

(1) し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬について、家庭から生じたし尿は本市が行い、浄化槽汚泥等や事業所から生じたし尿は、許可業者が行うこととします。

本市が行う収集業務については、今後の適正な生活排水処理の進捗や災害時の対応を視野に入れた、より効率的で効果的な収集体制に努めます。

また、公共下水道整備区域内における未接続世帯の点在化により、収集効率が低下していることから、公共下水道への接続啓発を行い、点在化の縮減に努めます。

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理

し尿及び浄化槽汚泥等の処理は、希釈放流センターにおいて、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥等からごみなどを除去した汚水を、地下水を用いて希釈した後に、公共下水道に放流しています。その処理工程から発生するし渣は、本市清掃工場で焼却します。

同センターの受け入れ対象は、家庭系・事業系し尿、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥とします。なお、処理施設の稼働に支障を来す油分を多く含む浄化槽汚泥等については、処理施設を保護するため、受け入れは事前申し込みとし、現地確認の際に適正な処理方法を指導しています。

第3項 浄化槽の適正な維持管理の推進

し尿に加え生活雑排水の処理を行う合併処理浄化槽世帯においては、適正な維持管理がなされなければ、河川の汚濁原因となる場合があります。このため、浄化槽の管理者に対し、浄化槽法に基づく清掃と保守点検に加え、法定検査の受検などの指導・啓発を推進します。

また、現在、市設置型の合併処理浄化槽については、本市が適正な維持管理を行っています。

第4項 市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進

河川の水質改善を図るには、市民の水環境への関心を高める必要があります。そのため、広報紙・ホームページや各種イベント等を通じ、本市の河川の水質状況や生活排水が河川の汚れの主な原因となっていることを紹介し、生活排水対策の重要性について啓発を行っていきます。特に、児童・生徒等を対象に、体験学習を取り入れた環境学習を推進します。

公共下水道整備計画区域外の地域においては、生活排水の処理も行うことができる合併処理浄化槽の周知や、調理くず・廃油を流さないなど各家庭で取り組むことができる生活排水対策の周知を行い、河川への汚濁負荷の低減を図ります。

第5項 災害時の対応

災害時には、枚方市地域防災計画に基づき、被災後の生活環境の悪化に対処するため、下水道関連施設や避難所の状況に応じて、仮設トイレを設置するとともに、大阪府に対し「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する災害時団体救援協定」に基づく支援を要請し、計画的に汲み取りを実施します。なお、し尿の処理については、処理施設の状況を踏まえ、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」に基づき対応します。

【資料編】

1. 諮問

環政廃第88号
令和3年6月30日

枚方市廃棄物減量等推進審議会
会長 橋本 征二 様

枚方市長 伏見 隆

枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて（諮問）

標記の件に関し、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第14条第1項の規定に基づき、枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

諮 問 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされています。

本市では、持続可能な社会へとつながる循環型社会の形成をめざして、平成 28 年 3 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、計画目標達成に向けて、様々なごみの減量・リサイクルや適正処理に関する取り組みを推進してまいりました。

この基本計画の策定以降、国においては、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、プラスチックごみに関しては令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。また、食品ロスについては、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、ごみの発生抑制や資源循環の取り組みがより一層強化されています。

そうした中で、現在の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、概ね 5 年で見直すこととされており、本市の廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変化していることから、本市の現状と課題、国・府の動向等を踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた施策展開の方向性やごみの減量・リサイクルのさらなる推進を図るため基本計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。

環 指 第 815 号
令和 3 年 8 月 30 日

枚方市廃棄物減量等推進審議会
会長 橋本 征二 様

枚方市長 伏見 隆

第 2 次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて（諮問）

標記の件に関し、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、枚方市生活排水処理基本計画の見直しについて、諮問します。

諮問趣旨に沿い、内容を審議の上、答申をお願いします。

諮 問 趣 旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成24年度に「第2次枚方市生活排水処理基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、公共下水道の整備促進や啓発活動、下水道事業計画区域外への合併浄化槽の普及など、様々な取り組みを推進してきました。

しかしながら、計画で示す生活排水適正処理率は既に目標値を上回る実績があることやSDGsとの関係性を明確化するという課題がある中、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物の一体的な管理が行えるよう「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と計画の一本化を含めた計画の見直しを検討しています。

つきましては、本市の生活排水適正処理率や生活排水処理の現状を踏まえ、見直しに向けた本市の検討内容について、貴審議会に意見を求めるものです。

2. 答申

令和3年10月27日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市廃棄物減量等推進審議会
会 長 橋本 征二

枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び
第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて（答申）

令和3年6月30日付け環政廃第88号で諮問がありました枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて及び令和3年8月30日付け環指第815号で諮問がありました第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて、審議した結果、別添のとおり答申します。

3. 枚方市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	団体等
学識経験者	石川 聡子	大阪教育大学 教育学部 教授
	大下 和徹	京都大学大学院 工学研究科 准教授
	田村 有香	京都精華大学 人文学部 教授
	(会長) 橋本 征二	立命館大学 理工学部環境都市工学科 教授
関係市民団体	稲森 郁子	尊延寺の自然を守る会 代表
	(副会長) 笠谷 昇	枚方市コミュニティ連絡協議会
	富田 須美子	ひらかた夢工房運営連絡会
	中野 俊彦	エコ・スマイルひらかた 理事長
	濱田 慶子	枚方市健康づくり食生活改善協議会 会計
	松井 太	氷室校区コミュニティ協議会 副会長
関係業者団体	茨木 壽子	北河内農業協同組合 女性会 副会長
	奥西 喜代美	大阪府電機商業組合枚方支部 役員
	小野 克史	枚方市商業連盟 副理事長
	高橋 裕太郎	枚方市工業会 環境委員会 委員長
	田 元浩	ひらかた環境事業協同組合 専務理事
	(副会長) 中島 要	北大阪商工会議所 中小企業相談所 所長
	藤下 秀次	枚方市商業連盟 副理事長

4. 枚方市廃棄物減量等推進審議会の審議経過等

開催日	会議名等	内容
R3年 5月31日 ～6月4日	ごみの組成分析調査	家庭系一般ごみ・粗ごみ、事業系可燃ごみ
6月30日	第1回審議会	1. 審議会会長及び副会長の選出について 2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて 3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて 4. 令和2年度までの枚方市生活排水処理の進捗について 5. その他
	諮問	枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて
8月17日	第2回審議会	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて （1）ごみの組成分析調査結果（速報値）について （2）ごみの将来推計及び計画目標について （3）今後のスケジュールについて 2. その他
8月30日	諮問	第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて
9月29日	第3回審議会	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて 2. 第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて 3. 今後のスケジュールについて 4. その他
10月27日	第4回審議会	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び第2次生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて 2. 今後のスケジュールについて 3. その他
10月27日	答申	枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて

5. ごみの計画目標の設定の考え方

(1) 将来推計（現状趨勢）

		採用推計式等	単位	実績値←				
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)	人口	枚方市人口推計調査報告書 (令和2年2月)	人	411,222	410,852	410,175	409,215	408,038
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(2)	家庭系ごみ		t/年	76,799	77,079	77,177	76,542	75,418
(3)	一般ごみ（収集）	直近値	t/年	60,387	60,968	61,095	60,534	60,262
(4)	粗大ごみ（収集）	直近値	t/年	6,373	6,280	6,104	6,202	5,636
(5)	粗大ごみ（許可業者収集）	平均値	t/年	145	190	164	177	115
(6)	市民持込（直接搬入）	直近値	t/年	213	197	182	282	264
(7)	臨時ごみ（収集）	平均値	t/年	693	731	855	622	681
(8)	罹災ごみ（収集）	考慮しない	t/年	0	0	155	59	0
(9)	缶・びん（収集）	対数近似	t/年	3,872	3,768	3,738	3,767	3,635
(10)	ペット・プラ（収集）	累乗近似	t/年	5,117	4,945	4,885	4,901	4,815
(11)	空き家等対応（収集）	考慮しない	t/年	0	0	0	0	0
(12)	使用済小型家電（BOX回収）	直近値	t/年	0	0	0	0	9
(13)	古紙（収集）	直近値	t/年	0	0	0	0	0
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(12)	集団回収		t/年	20,992	20,324	19,797	19,125	18,650
(13)	新聞紙（集団回収）	対数近似	t/年	13,787	13,107	12,815	12,254	11,858
(14)	雑誌・紙製容器（集団回収）	対数近似	t/年	3,654	3,535	3,386	3,273	3,212
(15)	段ボール等（集団回収）	指数近似	t/年	2,113	2,153	2,177	2,188	2,257
(16)	牛乳パック（集団回収）	平均値	t/年	34	37	37	36	34
(17)	古布類（集団回収）	累乗近似	t/年	1,189	1,277	1,160	1,131	1,043
(18)	アルミ缶（集団回収）	累乗近似	t/年	215	215	222	243	246
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(19)	事業系ごみ		t/年	32,226	32,021	31,512	31,962	33,465
(20)	一般ごみ（許可業者収集）	直近値	t/年	31,649	31,418	30,989	31,515	32,985
(21)	一般ごみ（市関係）	対数近似	t/年	535	555	449	396	438
(22)	粗大ごみ（市関係）	直近値	t/年	42	48	74	51	42
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(23)	合計		t/年	130,016	129,424	128,487	127,629	127,532

※枚方市人口推計調査報告書は5年ごとの数値であるため、その間の人口の推計値は、独自に按分したものを用いている。

実績値←					→推計値（現状趨勢）					
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
406,454	405,246	404,324	403,063	401,559	399,928	398,835	397,743	396,650	395,557	393,321
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
74,858	73,239	72,967	74,113	73,540	74,275	74,001	73,813	73,819	73,437	73,041
59,342	58,259	57,734	57,516	56,710	56,522	56,367	56,212	56,211	55,903	55,587
5,818	5,477	5,711	6,654	6,440	7,116	7,097	7,077	7,077	7,038	6,999
198	260	220	277	357	267	276	276	276	276	276
274	261	325	540	490	456	456	456	456	456	456
791	730	717	880	853	822	800	800	800	800	800
0	0	71	9	8	22	0	0	0	0	0
3,573	3,456	3,342	3,308	3,174	3,014	3,038	2,996	2,966	2,925	2,886
4,853	4,788	4,821	4,912	5,007	5,204	5,118	5,146	5,184	5,189	5,188
0	0	18	5	3	4	0	0	0	0	0
8	7	8	12	14	13	13	13	13	13	13
0	0	0	0	484	834	834	834	834	834	834
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
17,628	16,381	15,351	14,545	13,612	11,815	12,120	11,702	11,358	11,006	10,681
10,962	10,096	9,322	8,612	7,805	6,321	6,622	6,289	6,015	5,742	5,497
3,175	2,945	2,791	2,724	2,618	2,615	2,549	2,513	2,480	2,450	2,418
2,169	2,088	2,020	1,994	1,959	1,976	1,922	1,896	1,876	1,845	1,815
34	33	33	32	30	29	31	31	31	31	31
1,046	978	944	943	957	633	754	732	716	697	680
241	241	241	240	243	243	242	241	241	240	240
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
34,415	35,562	33,833	32,412	31,994	28,623	30,277	30,270	30,260	30,251	30,244
33,875	35,079	33,305	31,994	31,586	28,278	29,932	29,932	29,932	29,932	29,932
481	452	425	378	386	332	332	325	315	307	299
60	31	103	40	22	13	13	13	13	13	13
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
126,901	125,182	122,150	121,069	119,146	114,713	116,397	115,785	115,437	114,693	113,965

(2) 目標設定にあたっての分別協力率

1) 令和7年度の将来推計結果（対策効果を含まない場合〔現状趨勢〕）

目標項目	R2年度実績値	R7年度推計値	
ごみの排出量	114,713 t	113,965 t	【▲0.7%】
ごみの資源化率	19.3%	18.3%	—
最終処分量	10,361 t	10,379 t	【+0.2%】
温室効果ガスの排出量	33,073 t-CO ₂	33,472 t-CO ₂	【+0.9%】
ごみの焼却量	91,063 t	91,645 t	【+0.6%】

※【 】は H26 年度実績値からの増減率

2) 令和7年度の計画目標設定（現状趨勢、及び目標達成時の分別協力率とごみ量）

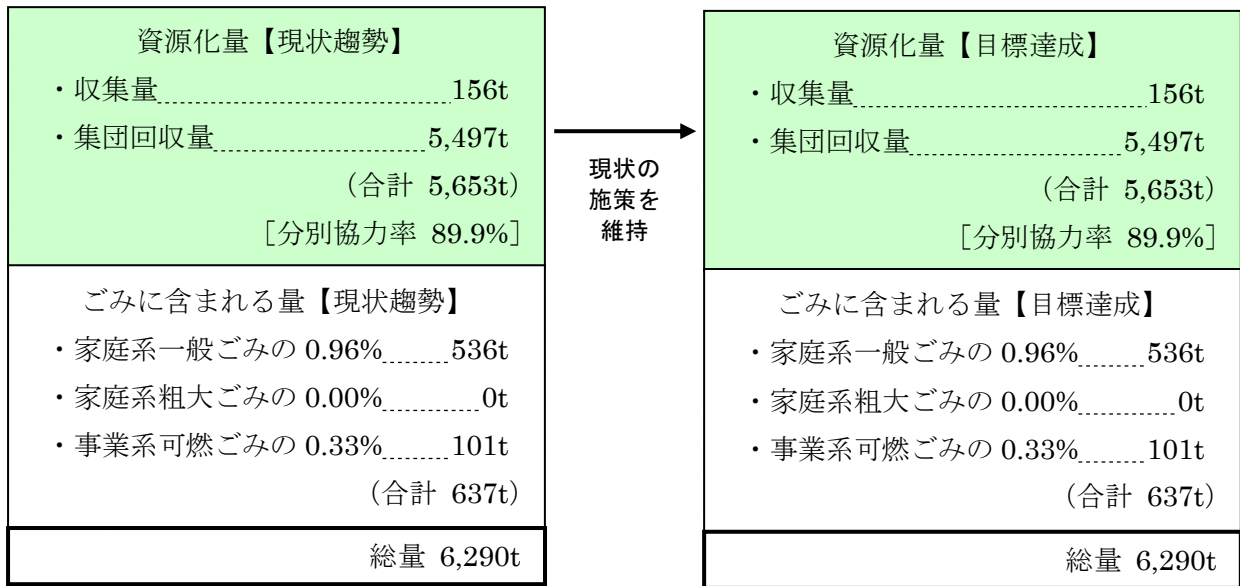
① 缶・びん

資源化量【現状趨勢】	現状の施策を維持	資源化量【目標達成】
<ul style="list-style-type: none"> ・収集量.....2,886t ・集団回収量.....240t (合計 3,125t) [分別協力率 82.4%]	→	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量.....2,886t ・集団回収量.....240t (合計 3,125t) [分別協力率 82.4%]
ごみに含まれる量【現状趨勢】 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一般ごみの 0.22%.....120t ・家庭系粗大ごみの 0.77%.....54t ・事業系可燃ごみの 1.63%.....493t (合計 666t)		ごみに含まれる量【目標達成】 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一般ごみの 0.22%.....120t ・家庭系粗大ごみの 0.77%.....54t ・事業系可燃ごみの 1.63%.....493t (合計 666t)
総量 3,792t		総量 3,792t

② ペットボトル・プラスチック製容器包装

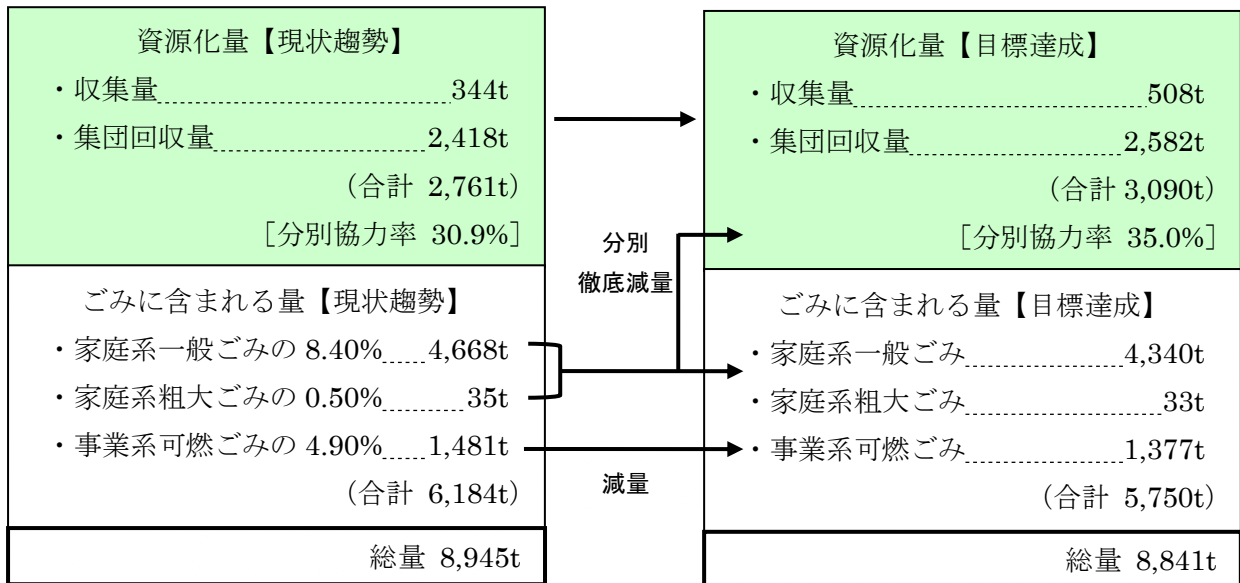
資源化量【現状趨勢】	分別徹底	資源化量【目標達成】
<ul style="list-style-type: none"> ・収集量.....5,188t [分別協力率 31.0%]	→	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量.....6,473t [分別協力率 40.7%]
ごみに含まれる量【現状趨勢】 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一般ごみの 13.34%...7,416t ・家庭系粗大ごみの 1.10%.....77t ・事業系可燃ごみの 12.90%...3,898t (合計 11,391t)	→	ごみに含まれる量【目標達成】 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一般ごみ.....6,145t ・家庭系粗大ごみ.....64t ・事業系可燃ごみ.....3,230t (合計 9,439t)
総量 16,580t	減量	総量 15,912t

③ 新聞紙



④ 雑誌・紙製容器包装

※法対象外紙製容器包装（紙筒、紙ひも、クラフト紙個人包装等）を含む



⑤ 段ボール

資源化量【現状趨勢】	資源化量【目標達成】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集量..... 335t ・ 集団回収量..... 1,815t <p style="text-align: center;">(合計 2,149t) [分別協力率 59.4%]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集量..... 335t ・ 集団回収量..... 1,815t <p style="text-align: center;">(合計 2,149t) [分別協力率 59.4%]</p>
<p style="text-align: center;">ごみに含まれる量【現状趨勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系一般ごみの 1.93%..... 1,072t ・ 家庭系粗大ごみの 0.44%..... 31t ・ 事業系可燃ごみの 1.22%..... 369t <p style="text-align: center;">(合計 1,471t)</p>	<p style="text-align: center;">ごみに含まれる量【目標達成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系一般ごみの 1.93%..... 1,072t ・ 家庭系粗大ごみの 0.44%..... 31t ・ 事業系可燃ごみの 1.22%..... 369t <p style="text-align: center;">(合計 1,471t)</p>
総量 3,620t	総量 3,620t

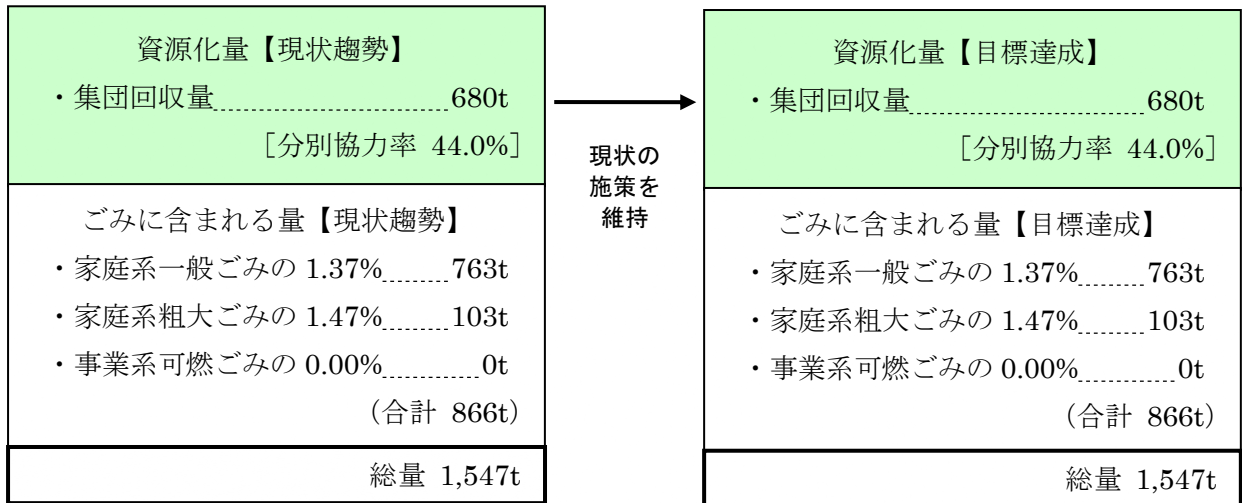
→ 現状の施策を維持

⑥ 紙パック

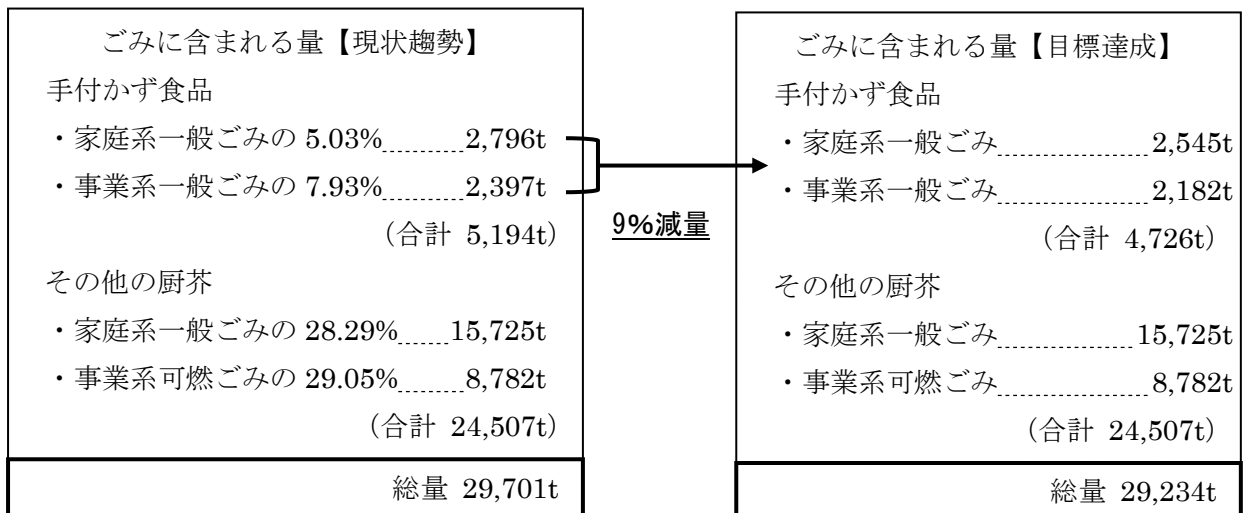
資源化量【現状趨勢】	資源化量【目標達成】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収量..... 31t <p style="text-align: center;">[分別協力率 3.7%]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収量..... 31t <p style="text-align: center;">[分別協力率 3.7%]</p>
<p style="text-align: center;">ごみに含まれる量【現状趨勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系一般ごみの 1.28%..... 713t ・ 家庭系粗大ごみの 0.05%..... 3t ・ 事業系可燃ごみの 0.32%..... 95t <p style="text-align: center;">(合計 811t)</p>	<p style="text-align: center;">ごみに含まれる量【目標達成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系一般ごみの 1.28%..... 713t ・ 家庭系粗大ごみの 0.05%..... 3t ・ 事業系可燃ごみの 0.32%..... 95t <p style="text-align: center;">(合計 811t)</p>
総量 843t	総量 843t

→ 現状の施策を維持

⑦ 古布類



⑧ 厨芥類



3) 計画目標値の算出

目標項目	H26 年度実績値	R2 年度実績値 (中間年度)		R7 年度目標値 (最終目標)	
ごみの排出量	127,532 t	114,713 t	【▲10.1 %】	112,726 t	【▲11.6 %】
ごみの資源化率	21.9 %	19.3 %	—	19.4 %	—
最終処分量	11,489 t	10,361 t	【▲ 9.8 %】	10,649 t	【▲ 7.3 %】
温室効果ガスの 排出量	36,945 t-CO ₂	33,073 t-CO ₂	【▲10.5 %】	30,431 t-CO ₂	【▲17.6 %】
ごみの焼却量	99,182 t	91,063 t	【▲ 8.2 %】	88,844 t	【▲10.4%】

※【 】は H26 年度実績値からの増減率

(3) 参考計画量

R3 年度～R6 年度の各値は、R2 年度実績値から R7 年度目標値への比例按分として算出した。

年度	ごみの排出量	ごみの資源化率	最終処分量	温室効果ガスの 排出量	ごみの焼却量
	t	%	t	t-CO ₂	t
R2	114,713	19.3	10,361	33,073	91,063
R4	113,918	19.3	10,476	32,016	90,175
R5	113,521	19.4	10,534	31,488	89,731
R6	113,123	19.4	10,591	30,959	89,288
R7	112,726	19.4	10,649	30,431	88,844

6. 河川の概況等

(1) 自然特性・社会経済特性

本市は、大阪府の北東部の淀川左岸に位置し、北東は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、南は大阪府寝屋川市、交野市及び奈良県生駒市、西は淀川を挟んで大阪府高槻市及び島本町と接しています。地形的には、東部の生駒山地延長部・山麓地帯・谷口扇状地、西部の沖積平野、中央の丘陵・台地に分けられます。気候は瀬戸内式気候に属し、年平均気温は、16.2℃、年間降水量は、平年値で1389.5mm¹⁾、6月下旬の梅雨、台風期を含む秋雨期に集中して降水する傾向があります。産業は、製造業を中心とした7つの企業団地が形成されていることが、大きな特色となっています。土地利用状況は、市街地が広く分布していますが、東部地域を中心に田畑や山林等も多く残っています。

1) 平年値（1991～2020：枚方地域気象観測所）

(2) 河川の状況

本市内の主要河川は、図に示すとおりです。上水道水源である淀川は、本市域の西端を北から南にかけて約11.5kmにわたり流れており、本市域では、船橋川、穂谷川、天野川の3本の一級河川が淀川に注いでいます。

過去には、河川が生活排水の排水路として利用されていたこともあり、河川の水質に大きな負荷を与えてきました。しかし、近年は下水道整備の進展等に伴い、河川の水質は改善傾向にあります。

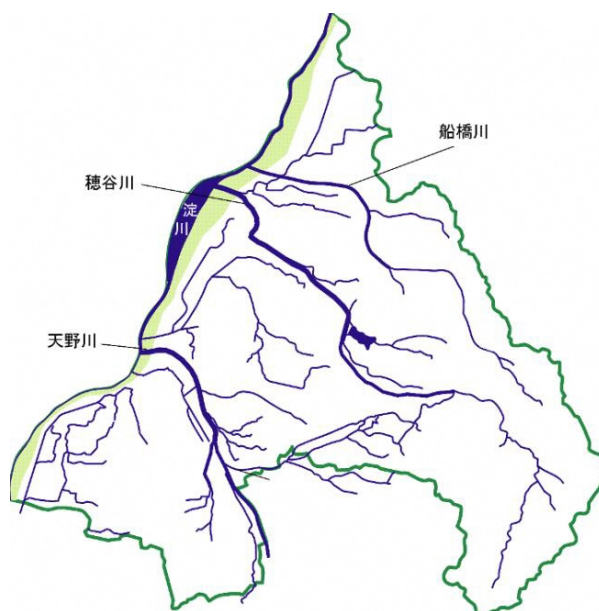


図 市内主要河川

(3) 各河川の水質経年変化

市内3河川（船橋川、穂谷川、天野川）におけるBOD（75%値）の経年変化をみると、表及び図に示すとおり、年度によって若干変動があるものの過去5年間では環境基準値以下の数値で推移しています。

表 3河川のBOD（75%値）経年変化 (単位：mg/L)

河川名 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
船橋川	2.6	2.9	2.1	3.0	2.1
穂谷川	2.1	2.0	1.9	2.5	1.9
天野川	1.9	2.4	2.1	2.5	1.3

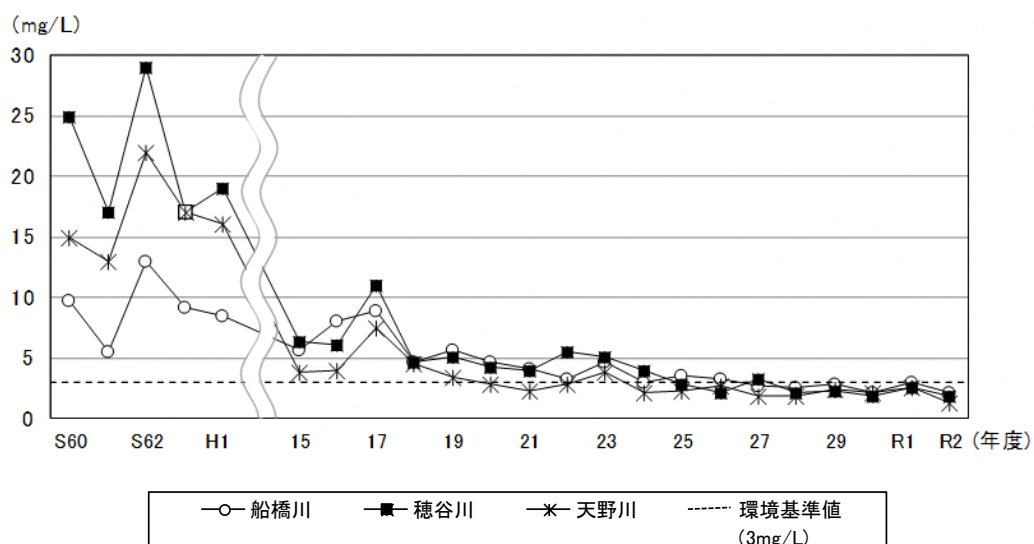


図 3河川におけるBOD(75%値)の推移と環境基準との比較

(4) 人口と世帯数

本市の住民基本台帳人口総数（以下「総人口」という。）は、昭和 60 年度までは、大幅な増加を続けてきましたが、図、表に示すとおり、平成 21 年度をピークに減少に転じ、減少傾向が続いています。

15 歳未満の人口は減少する一方、65 歳以上の人口は増加していることから、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。また、世帯数は増加していますが、一世帯あたりの人数は減少傾向が続いています。

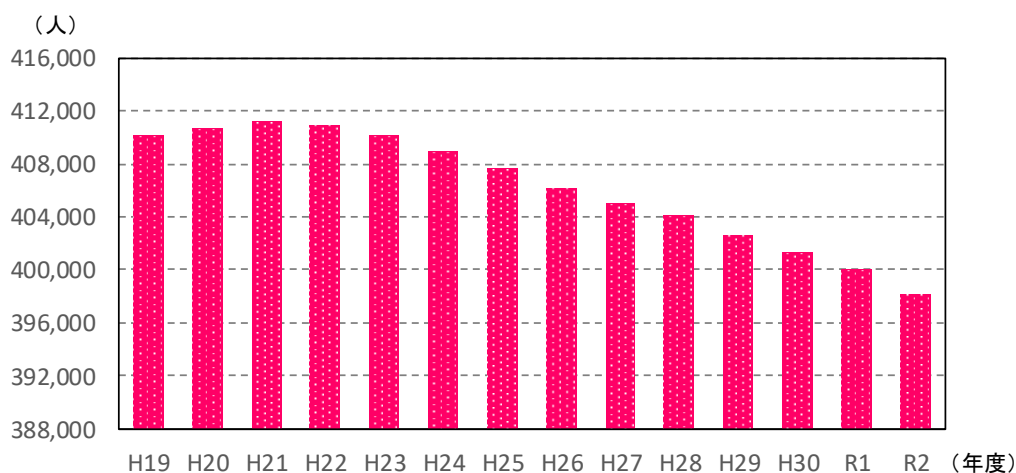


図 総人口の推移

表 人口等の推移

(単位: 世帯、人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
世帯数		177,934	178,788	180,107	181,180	182,379
総人口		404,007	402,608	401,314	399,953	398,187
平均世帯人口		2.27(人/世帯)	2.25(人/世帯)	2.23(人/世帯)	2.21(人/世帯)	2.18(人/世帯)
年 齢 別	0~14	53,040	52,037	51,042	50,295	49,265
	15~64	242,665	240,203	238,474	236,766	235,228
	65 歳以上	108,302	110,368	111,798	112,892	113,694

7. 用語の解説

あ 行

■アダプトプログラム

市民グループや企業、学校などの団体が、公共の場所の一定の区域において、継続的に美化活動を行う制度のことです。枚方市は、登録団体に対して、ごみの収集や清掃用具の提供、アダプトサインの設置などの支援を行っています。

■一般廃棄物

家庭から出る生ごみや紙類などのごみのことで、事業活動などに伴って排出される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたります。（⇔産業廃棄物）

■一般廃棄物収集運搬許可業者

市町村長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬許可を受けた者のことです。

■枚方市エコオフィスに関する取り組み指針

枚方市が省エネルギーや省資源の取り組みを推進するために、枚方市役所の各職場における具体的な取り組み内容や体制等の必要な事項を定めた指針です。

■SDGs（エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことです。2015年に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的な目標となっており、すべてのひとの行動が求められている点が特徴です。

■温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面は、赤外線を放射し、その一部は大気中で吸収され、その一部が再放射されることにより地表付近を暖めています。この大気中で赤外線を吸収する物質が温室効果ガスであり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等があります。

■大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）

近畿2府4県の市町村の廃棄物を長期安定的に、また広域的な処分を図るため、「広域臨海環境整備センター法」に基づき昭和57年3月に設立された組織のことです。埋立処分場は、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の4か所あります。

か 行

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水の処理を行い処理水として河川等に放流する設備のことです。

■家庭系ごみ

市民の日常生活に伴って家庭から出る生ごみや紙類、布類、プラスチック・木・金属・ガラス製品などの廃棄物のことです。（⇔事業系ごみ）

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■可燃ごみ広域処理施設

枚方市の穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市の甘南備園の焼却施設の後継施設として、可燃ごみを共同で処理する施設のことです。令和7年度の稼働を予定しています。

■紙製容器包装

商品の容器や包装のうち、主な素材が紙製の紙箱、紙袋、包装紙、台紙・中仕切、紙パックなどで、段ボールや一部の飲料用紙容器を除くものをいいます。

■枚方市環境基本計画

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、枚方市環境基本条例に基づき策定する基本計画のことです。

■枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針

枚方市が購入する物品に関して、率先して環境に配慮した物品を購入するための必要な事項を定

めた指針です。

■枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）

環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Act（見直し）を行いながら、継続的に取り組む枚方市独自の環境マネジメントシステムのことです。

■北河内4市リサイクル施設組合

枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の4市により、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行い、再資源化を図ることを目的に平成16年6月に設立された一部事務組合のことです。

■北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）

北河内4市リサイクル施設組合が、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の4市で分別収集したペットボトル・プラスチック製容器包装を中間処理するための施設のことです。

■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律）

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るための法律です。

■下水道水洗化人口

下水道に接続している人口のことです。

■下水道水洗化率

処理人口に占める下水道水洗化人口の割合のことです。

■下水道整備区域外人口

下水道が整備されていない区域に居住する人口のことです。

■下水道前処理施設

収集したし尿及び浄化槽汚泥を搬入し、下水道へ投入するための前処理（異物除去・希釈等）を行う施設のことです。

■高効率発電設備

ごみの焼却処理に伴い発生する余熱エネルギーを活用し、高効率の発電を行う設備のことです。

■公民連携

公共的課題の解決に向けて、枚方市と企業・大学・研究機関といった民間事業者が連携することです。

■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラ・ゲーム機などの小型電子機器等に含まれる金やレアメタル等の有用金属を回収し、資源循環を行うことによって廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的に制定された法律です。

■古紙

1度使われた紙でリサイクルできる紙のことです。例として、新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ、紙製容器包装等が挙げられます。

■ごみ減量フェア

ごみの減量・リサイクルを推進するため、穂谷川清掃工場において、毎年開催しているイベントのことです。

■ごみ処理基本計画策定指針

市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法第6条第1項に規定されている一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、ごみ処理に関する基本的な事項について国が定めた指針のことです。

■ごみ処理原価

ごみの収集運搬、焼却及び最終処分等の処理に要する単位重量あたりの費用のことです。

■ごみ処理に係る相互支援協定

ごみ処理施設が災害、施設の故障や事故、改修などで処理能力が低下した場合に地方公共団体が協力し相互支援するために、地方公共団体間で交わっている協定のことです。

■ごみ処理手数料

枚方市がごみを処理するにあたって、ごみの排出者から徴収する手数料のことです。

■ごみの有料化

ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別に手数料として負担することです。

■ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみの出し方や収集日、分別方法等をスマートフォンやタブレット端末から簡単に確認することができるアプリです。

さ 行

■再生資源集団回収

自治会や子ども会などの団体が古紙や古布、アルミ缶などの資源物を回収業者に引き取ってもらう活動のことです。回収量に応じて報償金を交付しています。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令で定められた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物のことです。
(⇔一般廃棄物)

■事業系ごみ

事業活動に伴って事業所や事務所等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物のことです。(⇔家庭系ごみ)

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律です。特に、事業者に対して製造段階における対策や設計段階における配慮などを求めています。

■し 渣

処理施設の前処理で分別される固形物

■市設置型の合併処理浄化槽

公共下水道計画区域外において、生活排水の適正な処理を推進するため、枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例に基づき、市が設置、維持管理を行う合併処理浄化槽のことです。

■し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する災害時団体救援協定

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関して、大阪府が大阪府衛生管理協同組合と結んだ協定のことです。

■し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書

し尿処理施設などが稼働できなくなったときの処理支援を定めたもので、東大阪エリアの 8 市で結んだ協定のことです。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことです。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、平成12年に制定され、廃棄物処理やリサイクルを総合的・計画的に推進するための基本方針を定めた法律です。

■浄化槽

し尿や生活雑排水の処理を行い処理水として河川等に放流する設備のことです。

合併処理浄化槽と、平成 13 年以降は新たに設置できない単独処理浄化槽があります。

■浄化槽汚泥等

浄化槽の引き抜きにより生じる浄化槽汚泥のほか、ディスポーザ汚泥（ディスポーザ排水処理システムから生じた汚泥）、し尿含むビルピット汚泥（建築物の排水槽のし尿含む汚泥）を指します。なお、これらは希釈放流センターの受け入れ対象となっています。

■使用済小型家電

デジタルカメラや携帯電話等の家庭で不要になった小型家電のことです。小型家電にはレアメタル等の有用金属が含まれています。

■焼却余熱

ごみの焼却に伴って発生する熱のことで、ボイラー等により蒸気や温水を発生させ、発電・暖房・給湯などに利用しています。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品廃棄物の発生抑制と減量化により、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

■食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

■処理人口

下水道に接続することができる人口のことです。

■処理人口普及率

総人口に占める処理人口の割合のことです。

■水銀使用廃製品

水銀及び水銀化合物が使用されている製品が、廃棄物となったものです。例として、蛍光管、電池類、水銀体温計等が挙げられます。

■ステーション（収集方式）

一定の区域ごとに設置した「ステーション」に各家庭のごみを排出してもらい収集する方式のことです。これに対し、各家庭の玄関先などに排出されたごみを収集する「戸別収集」があります。

■ストックマネジメント

施設に求められる性能水準を保ちつつ、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことです。

■ストックヤード

一般的には、物を一時的に保管しておく場所のことをいい、本計画では熔融スラグのリサイクルを目的とした一時保管を行う場所のことです。

■枚方市スマートライフ推進基金

ごみ減量や循環型社会形成の推進に向け、ごみの分別や発生抑制等における市民の協力をより一層促進するため、適正なごみ処理を行って資源を循環させることなどで生じた収入を積み立て、市

民に還元する仕組みとして創設した基金のことです。

■生活雑排水未処理人口

し尿のみを処理し、生活雑排水は河川等へ放流している人口のことです。

■生活排水処理計画区域外人口

生活排水処理基本計画の対象とならない区域の人口のことです。

■生活排水処理計画区域内人口

生活排水処理基本計画の対象区域の人口のことです。（本市は全市域が対象）

■生活排水処理人口

全ての生活排水を適正に処理している人口のことです。

■生活排水適正処理率

総人口における生活排水処理人口の割合のことです。

■整備人口

下水道が整備された区域に居住する人口のことです。

■整備人口普及率

総人口に占める整備人口の割合のことです。

■剪定枝等のチップ化

剪定枝等を細かくチップ状に粉砕することです。チップは園芸資材や堆肥の原料などになります。

た 行

■堆肥

生ごみや落ち葉・樹皮を発酵させた有機資材（土壌改良材）のことです。

■脱炭素社会

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることで、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会のことです。排出を全体としてゼロにするというのは、二酸化炭素をはじめとする温室

効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

■「食べのこサンデー」運動

枚方市独自の食品ロス削減に向けた運動のことです。日曜日をきっかけに「食べる分だけ作りましょう」、「食べる分だけ注文しましょう」、「ご飯を無理なく食べきりましょう」を合言葉にして食品ロスの削減を意識し、それを日々の行動につなげていただけるよう働きかけています。

■多量排出事業者

1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生じる占有者のうち、事業活動に伴って月平均2.5トン（年間30トン）以上の一般廃棄物を排出する事業者のことをいいます。

■単独処理浄化槽

し尿の処理を行い処理水として河川等に放流する設備のことです。

※平成13年以降、単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどの温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、気温が上昇することをいいます。

■枚方市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策などについて定めた計画のことです。

■中間処理

廃棄物の最終処分までの間に、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再資源化するための処理をいい、焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固型化などの方法があります。

■適正処理困難物

自治体の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして、その適正な処理が困難であると認められるものをいいます。

■トレンド法

過去の傾向が今後も同様に推移するという考え

方による将来推計の手法です。

な 行

■生ごみの堆肥化

台所ごみなどの生ごみを発酵させ、微生物により分解され堆肥になることをいいます。

■熱回収（サーマルリサイクル）

ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーを利用するために回収することをいいます。

は 行

■廃棄物管理責任者

事業所から排出される一般廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する業務を担う者のことです。多量排出事業者は、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び規則に基づき「廃棄物管理責任者」の選任をする必要があります。

■廃棄物減量等推進員

市民と枚方市のパイプ役となり、地域における市民のごみ減量意識の高揚を図るとともに、ごみの適正排出、減量・リサイクルの推進につなげることを目的に市の委嘱を受け活動する者をいいます。

■廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

■BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機汚濁物質（汚れ）を水中の微生物が分解するときに消費する酸素の量のことです。

BOD（75%値）とは、年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値のことで、BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価します。

■枚方京田辺環境施設組合

平成28年5月31日に枚方市と京田辺市により

設立された一部事務組合（特別地方公共団体）のことで、両市で発生する一般廃棄物のうち、可燃ごみの中間処理を行うための施設整備等に関する事務を行っています。

■ひらかた夢工房

ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが活動する拠点施設のことです。穂谷川清掃工場内に設置されており地域環境学習及びリサイクル活動などが行われています。

■不用品交換情報ネットワーク

市民や事業者から提供された「あげます」「ください」の情報を共有し、使用可能な不用品を交換して有効利用することにより、大型ごみの減量を推進する取り組みです。

■プラスチック資源循環促進法

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を定めた法律です。

■プラスチック製容器包装

商品の容器や包装のうち、プラスチック製のトレイ類、ボトル類、カップ・パック類、袋・ラップ類などで、商品そのものの素材がプラスチックとなっているものは除きます。

■ふれあいサポート収集

家庭系ごみの収集において、日常のごみ出しが困難な市民を対象に、戸別に玄関先まで収集に伺うなどのサービスのことで、

■枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例

ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない清潔で美しいまちをつくり、市民の快適な生活環境の確保に資することを目的に、市、市民、事業者等の責務を定めた条例です。

や 行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物を資源として有効利用すること

により、ごみの減量化を図るための法律です。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担のもとでリサイクルを推進しようとするものです。

■熔融スラグ

焼却灰を 1,200℃以上の高温で熔融後に冷却したガラス質の固化物を熔融スラグといいます。

■熔融飛灰

熔融処理する際に発生する排ガスに含まれるばいじんを捕集したものを熔融飛灰といいます。

ら 行

■リサイクル（recycle：再生利用）

廃棄物等を資源として再利用することです。例えば、新聞や雑誌を再生紙やトイレットペーパーなどにする取り組みのことです。

■リデュース（reduce：発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することです。例えば、使い捨て製品を購入しない、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどの取り組みです。

■リフューズ（refuse：断る）

不要なものや余計なものを断ることです。例えば、買い物袋を持参してレジ袋を断ることや、弁当の割箸、アイスクリームのスプーンなどを断ることです。

■リユース（reuse：再使用）

使い捨てせず、まだ使えるものを繰り返し使用することです。例えば、玩具や機器等を修理して使用する、容器等を繰り返し使用するなどの取り組みです。

わ 行

■ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもののこと。例として、スプーン、フォーク、ストロー等のプラスチック製品やレジ袋、ペットボトルが挙げられます。

枚方市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月改定
